



特別支援教育指導充実シリーズ 5

指導資料

初めて特別支援学級を担任する先生のための ハンドブック



平成26年3月

栃木県総合教育センター

まえがき

特別支援学級数・在籍児童生徒数は年々増加しており、当センターで行っている「特別支援学級等新任教員研修」は、毎年多くの新任者が受講しています。

特別支援学級では、知的障害や肢体不自由などの障害のある児童生徒のために、特別の教育課程を編成して教育を行うことができます。新任者の中には、「特別の教育課程」や「自立活動の指導」などの言葉を初めて聞く方もいることでしょう。新任の1年間は、いろいろ戸惑いながらの実践となることが予想されます。

そこで、当センターでは、「読んでわかる」「すぐにできる」という編集方針のもとに、特別支援学級新任者の教育実践の一助となるよう、「初めて特別支援学級を担当する先生のためのハンドブック」を作成いたしました。

新任者は、担任している児童生徒に学びながら、一人一人に必要な指導の内容・方法を見つけることが求められます。このハンドブックを活用し、担任する児童生徒一人一人に応じた指導を実現してください。

また、このハンドブックのほかに、「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」（栃木県教育委員会）も併せて読むことで、教育課程を編成する上での法的根拠などを確認してください。

このハンドブックをもとに、特別支援学級に在籍する児童生徒の、自立と社会参加を目指した指導を推進していただきたいと思います。

最後に、ハンドブック作成に御協力いただきました作成委員に深く感謝申し上げます。

平成26年3月

栃木県総合教育センター所長

金井 正

目次

特別支援学級の教育の基礎的知識	1
知的障害特別支援学級運営の留意点	59
自閉症・情緒障害特別支援学級運営の留意点	87
保護者との連携の留意点	109
教材開発のポイントと授業展開の考え方	117
参考文献	127

本冊子の構成

2 障害について

障害とは何ですか？

保健機関は、「ICF」(次ページ参照)に基づいて障害を捉えています。

障害のある児童生徒には、心身機能や身体構造に十分さが見られます。

○そのため、読み・書き・歩行などの「活動」ができない、学校生活への「参加」が難しいなどの状況になりがちです。それが「障害」という状況です。

○障害状況に陥りやすい児童生徒に対して、学校生活における「活動」や「参加」ができるよう環境を整え、発達を促していくことは、特別支援学級担任だけでなくすべての教師に求められることです。

<世界保健機関のICF>
(International Classification of Functioning, disability and health)

健康状態

心身機能
身体構造

活動

参加

環境因子

個人因子

図や表を使って説明しています。

見出しを問いかけの形にしました。

最後にポイントを示しました。

「活動」や「参加」ができる環境を整えることが必要です。

「手引」 p8

「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」(特別支援教育室)の関連ページを示しました。

特別支援学級の教育の 基礎的知識

1 特別支援教育について	
・ 特別支援教育とは何ですか？	2
・ 特別支援学級はどのような学びの場ですか？	4
2 障害について	
・ 障害とは何ですか？	6
・ なぜ児童生徒理解が大切なのですか？	8
・ 知的障害とはどのようなものですか？	10
・ 自閉症とはどのようなものですか？	12
・ 肢体不自由とはどのようなものですか？	14
3 教育課程について	
・ なぜ「特別の教育課程」を組むことができるのですか？	16
・ 知的障害特別支援学級の教科別の指導の特徴は？	18
・ 特別支援学級における学習の評価は？	20
・ 交流及び共同学習を行う際に気を付けることは？	22
4 個別の指導計画について	
・ なぜ個別の指導計画を作るのですか？	24
・ 個別の指導計画を作る際の留意点は？	26
・ 実態把握を行う際に大切なことは？	28
5 自立活動について	
・ 自立活動とはどのような教育活動ですか？	30
・ 自立活動の6区分26項目とは何ですか？	32
・ 自立活動の指導目標はどのように立てたらよいですか？	34
・ 自立活動の「1 健康の保持」とは？	36
・ 自立活動の「2 心理的な安定」とは？	38
・ 自立活動の「3 人間関係の形成」とは？	40
・ 自立活動の「4 環境の把握」とは？	42
・ 自立活動の「5 身体の動き」とは？	44
・ 自立活動の「6 コミュニケーション」とは？	46
6 進路指導について	
・ 中学校において進路指導を行う際に気を付けることは？	48
・ 特別支援学校の学校見学会・体験学習に 生徒を参加させる際、担任が留意することは？	50
7 他機関連携について	
・ 個別の教育支援計画とはどのようなものですか？	52
・ 特別支援学校のセンター的機能とは どのようなものですか？	54
・ 療育手帳とはどのようなものですか？	56

特別支援教育とは何ですか？

- 特別支援教育は、障害のある児童生徒の**自立と社会参加**を目指し、児童生徒の**主体的な力を高める教育**です。
- また特別支援教育は、障害によって起こる**学習や生活上の困難を、主体的に改善・克服する力を養う**ために行われます。
- すべての人が自分らしさを発揮できる社会を「**共生社会**」と言います。共生社会の実現のためには、すべての児童生徒が自分らしさを発揮できるようにする必要があります。
- 特別支援教育は、**共生社会の実現**を目指して行います。

<障害の種類と学びの場>

通常の学級

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱
言語障害 自閉症 情緒障害 学習障害 注意欠陥多動性障害

通級による指導

(知的障害以外の障害に対して、特別な指導〔自立活動の指導〕
を行う必要がある場合のみ、通常の学級の教育に併用する)

特別支援学級

視覚障害 聴覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
言語障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
(小・中学校学習指導要領を基本に、
自立活動の領域を加えて教育課程を編成)

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 肢体不自由 病弱 知的障害
(特別支援学校学習指導要領に基づいて教育課程を編成)



障害のある児童生徒のための多様な学び
の場があります。

特別支援学級はどのような学びの場ですか？

- 次ページの表の「特別支援学級」の欄には、対象となる児童生徒の障害の程度が示されています。
- 表には、「**困難な程度のもの**」と記されています。それに対し、特別支援学校の欄には「著しく困難な程度のもの」と記されています。このことから、特別支援学級は障害の程度が比較的**軽度**な児童生徒が学ぶ場であることがわかります。
- 障害の程度を含め、児童生徒の障害の状況を総合的に見立て、**保護者と合意形成**をした上で入級します。
- 障害の状況は変わります。入級後も適切な学びの場について、**保護者との相談を継続**して行います。

特別支援学校、特別支援学級、通常の学級(通級による指導)の対象となる障害の程度

	特別支援学校	特別支援学級	通常の学級	
			通級による指導	
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が 困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が 困難な程度 の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	左記に掲げる程度に達しないもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが 困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが 困難な程度 の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	〃
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに 頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が 著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が 困難である程度のもの		〃
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が 不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、 常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に 軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が 継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱的状態が 継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が 持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱的状態が 持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱的の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その 程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が 困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
情緒障害者		二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が 困難である程度のもの	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
注意欠陥多動性障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
根拠	学校教育法施行令第22条の3	「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日25文科初第756号) 「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)		

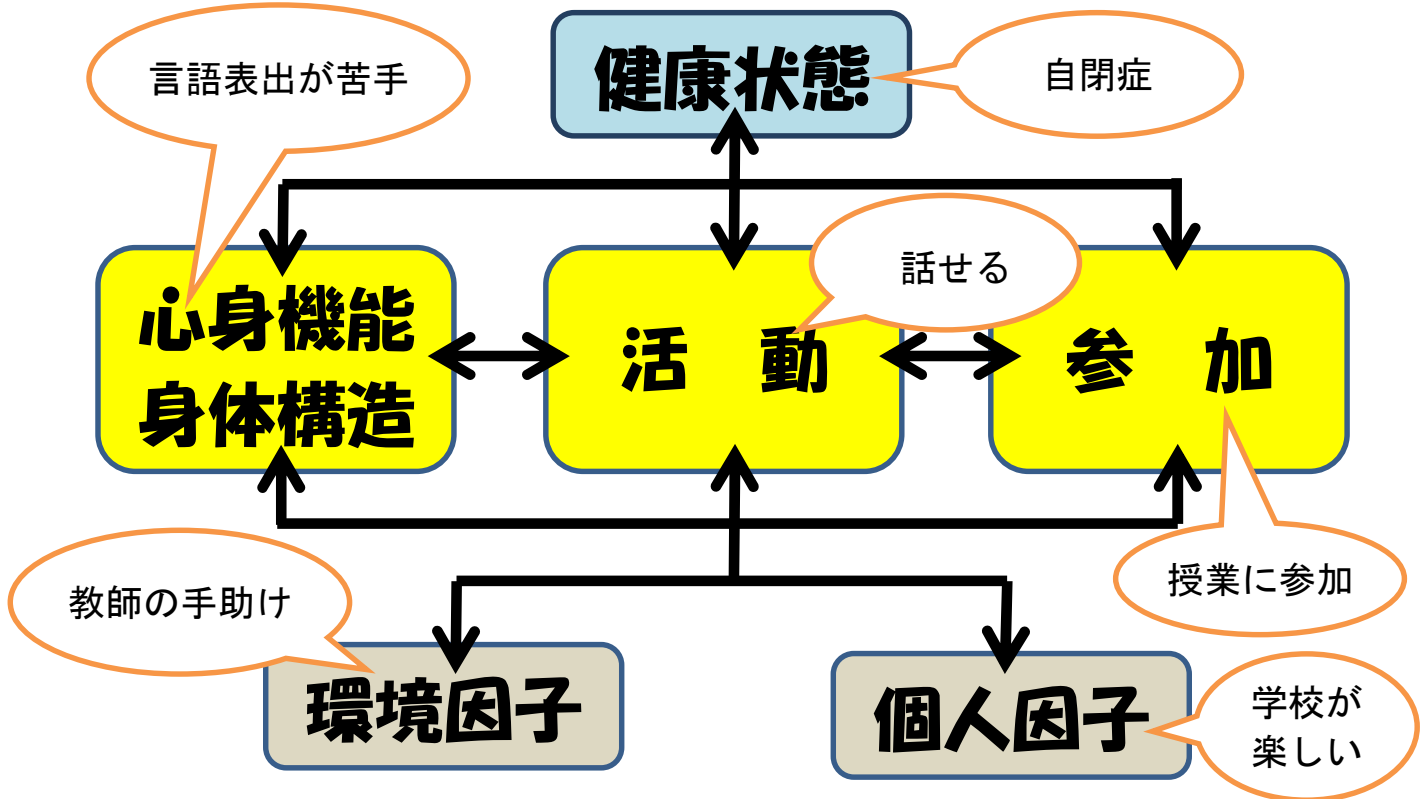
障害とは何ですか？

- 世界保健機関は、「ICF(国際生活機能分類)」(次ページ参照)に基づいて障害を捉えています。
- 障害のある児童生徒には、心身機能や身体構造に不十分さが見られます。
- そのため、読み・書き・歩行などの「活動」ができない、学校生活への「参加」が難しいなどの状況になりがちです。それが「**障害**」という状況です。
- 障害状況に陥りやすい児童生徒に対して、学校生活における「活動」や「参加」ができるよう環境を整え、発達を促していくことは、特別支援学級担任だけでなくすべての教師に求められることです。

例えば自閉症のある子の場合

<世界保健機関の ICF>

(International Classification of Functioning, disability and health)



- ・ 矢印が双方向を向いているのは、**相互に影響を与えている**ことを示しています。
- ・ 例えば、言語表出が苦手な自閉症のある児童生徒に、担任が橋渡し役となり言葉を添えて会話の手助けをすることにより、話すという「活動」ができ、授業に「参加」できるようになります。



「活動」や「参加」ができる環境を整えることが必要です。

「手引」 p6

なぜ児童生徒理解が大切なのですか？

- いわゆる「問題行動」に対し、**診断名を持ち出して考えてもその行動の意味は捉えられません**。例えば、「こだわり行動」の理由を「自閉症だから」ということがこれに当たります。
- 児童生徒が何かにこだわることの背景には、その**児童生徒の「思い」**があります。「思い」を受け止めることが、児童生徒の理解につながります。
- 児童生徒の**「思い」**を読み取ることから教育が始まります。
- 行動の背景にある児童生徒の**「思い」**を教師が理解し、その理解をもとにしてかかわりを広げていくと、児童生徒の行動も変わります。

<水道水の泡の話>

Nくんは水が好きですね、教室の後ろに水場があって、水道の栓を全開にして水を出すんです。そこにコップを持ってきて水を注ぎ、それをピシャとたたきつけるようにして捨てるんです。これを一時期、本当に毎日1時間ぐらいやっていたことがあります。ある時、たまたま私もその時余裕があって、Nくんと一緒にちょっと真似してやってみようって、そういうふうにやってみたらどうかというアドバイスも受けていたので、やってみたことがあるんです。Nくんと一緒に水道栓全開にしてですね、バツとこういうふうに入水を入れてそれで捨てるんです。その時にハッと思ったことがある。全開で水が出ていますから、ものすごい勢いですね。そこにコップを差し入れます。そうすると、そこに入る水はですね、どういう具合になるかという、すごい勢いで出ているから、たくさんの気泡を含んだ水が入るんです。若干ソーダ—状態のような水になるわけです。で、これをそっと耳の側に持ってくると、ピチピチと気泡がはねる音が聞こえるんです。でも、炭酸水ではなくて普通の水道水ですから、泡はすぐ消えてしまいます。だから、捨てる、また入れる。「あー、そうか」って。入れて、聞いて、捨てる、また入れて、聞いて、捨てる……、あっそうか。そうやって聞いていたんだ。本当のところは、Nくんに聞くしかないのですが、7割か8割ぐらいはきっとそうじゃないかなと思っています。そのパチパチとはじける小さな音を楽しむ、そういう繊細な一面というのをNくんは持っている人なんだ、という具合に理解しました。「本当に音が聞こえるね」っていう顔でNくんを見たら、そういう私の顔をじっと見ていました。それからしばらくして、Nくんはもう飽きたのか、すっかりやらなくなりました。手を洗い、飲むための水道に、そんな楽しみ方があることを、発見して、一本取られたっていう感じでした。

菅井裕行「障害のある子どもたちとの係わり合いから学んだこと」

(『障害児教育学研究』9巻1号 2004, p33-34)より抜粋

※Nくんは自閉症との診断を受けた児童、アンダーラインは後でつけたもので原文にはありません。



「障害のみを見て子ども自身を見ない」ということにならないようにします。

知的障害とはどのようなものですか？

- 知的障害のある児童生徒は、学習内容の理解が**断片的**になりやすく、抽象的な思考が苦手です。
- 抽象的思考の苦手さのため、自ら判断して行動する場面も少なく、生活経験が不足しがちです。また、成功体験を味わうことが少ないため、**意欲的に取り組むことが難しい**児童生徒もいます。
- 実際の・具体的な内容**で学習を進めたり、実際の生活場面で活動を促したりといった、**学習意欲を引き出す指導**が大切です。
- 新担任が感じる悩みの例を、次ページで紹介します。一緒に考えてみましょう。

<発想を変えよう!>

新担任の悩み①「簡単な漢字の書き取りや計算もできないから、プリントを繰り返し解かせて定着させないと」…?

プリントで問題が解けるようになっても、実際の生活で生かすことが難しい場合があります。実際の生活から学習内容を見つけて指導したり、実際の生活で学習内容を活用する場面を増やしたりします。

新担任の悩み②「一度教えたことをすぐ忘れてしまう」…?

学習内容の有用性や必然性を感じられるよう指導します。学習後、学んだことを実際の生活で生かし、繰り返し学習すると効果的です。



实际的・具体的に指導し、成功体験を積み重ねることが必要です。

「手引」 p 26

自閉症とはどのようなものですか？

- 自閉症は、**社会性の困難、コミュニケーションの困難、こだわり行動、感覚過敏**などが見られる障害です。
- 社会性の困難とは、公共の場では大声を出さないといった**社会的習慣の理解が難しい、対人関係がうまくとれない**、などのことです。
- コミュニケーションの困難とは、相手との**言葉・身振り・表情などのやり取りが難しい**ことです。
- こだわり行動とは、**例えば「決まった道を通って下校しないと気が済まない」**といったことです。
- 感覚過敏とは、**例えば大きな音が苦手、特定の食物しか食べない**などのことです。
- 新担任が感じる悩みの例を、次ページで紹介します。一緒に考えてみましょう。

<児童生徒の立場に立って考えよう!>

新担任の悩み① 「こだわり行動が多く見られるので、やめさせたい」…?

不安が高まると、いわゆる「こだわり行動」が多く見られるようになります。こだわり行動の背景にある児童生徒の思いを推測し、安心感を高めるなど必要な支援を行います。

新担任の悩み② 「感情が高ぶった時乱暴な言動をやめさせるために強く言うが、指導の効果がない」…?

感情が高ぶった時、「静かにしなさい!」など強い指導で対応するのは逆効果です。静かな落ち着いた場所に連れていき安心させ、教師がゆったりと話をしながら指導します。



児童生徒の立場に立った指導が求められます。

「手引」 p31

肢体不自由とはどのようなものですか？

- 身体のみひ等のために、**日常生活に必要な歩行や筆記等の基本的な動作に困難さ**があります。身体の動き等の困難を改善・克服する指導については、家庭と連携し、安全面に留意する必要があります。
- 行動に制限**があり、たくさんのことを学ぶには時間が必要です。指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点をおいて指導します。
- 基本的な**姿勢の保持や見る力に困難さ**があります。使いやすい机や椅子、見やすい文字など配慮が必要です。
- 様々な体験をする機会が不足しがちで、**表現することを苦手**としていることがあります。具体的な体験をとおして、表現する意欲を高めます。
- 歩行や筆記などが**困難な児童生徒や、話し言葉が不自由な児童生徒**などに対して、補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高める必要があります。

<実態把握が大切！>

新担任の悩み①「学習中、よい姿勢を保つことができません。どのようにしたらよいでしょうか」…？

自分の身体を自由に動かすことが難しく、しかも姿勢が崩れていることに自分で気付かない場合もあります。よい姿勢を保っているときと、そうでないときの違いについてよく見ることが大切です。

よい姿勢のときは文字を書くことが楽であること、疲れにくいことなどを児童生徒と共に確認して、自ら取り組めるように指導します。

児童生徒の理解を深めるために肢体不自由特別支援学校のセンタ一的機能を活用しましょう。



新担任の悩み②「国語で音読をしていると行をとばして読んでしまいます。算数では計算は得意なのですが、図形は苦手なようで何度教えても覚えられません」…？

手を動かしにくいという上肢の操作に関する困難さだけでなく、見ることや理解することなどに困難さがある場合があります。見るべき所を強調したり理解しやすいように実物（モデル）を操作したりするなど工夫が必要です。



進んで身体を動かすことができるように、好きな活動を取り入れるなど、指導の工夫が求められます。

なぜ「特別の教育課程」を組むことができるのですか？

- 特別支援学級は、障害のある児童生徒を対象とする学級であるため、対象となる児童生徒の障害の種類・程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが適当でない場合もあります。そのため、学校教育法施行規則第 138 条において「特別の教育課程によることができる」と規定しています。
- 編成する際には、障害による学習や生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「**自立活動**」を取り入れます。
- 特別の教育課程を編成する場合においても、学校教育法にある**小学校・中学校の目的と目標を達成するよう編成**することは、通常の学級と変わりありません。

＜特別の教育課程を編成する際には＞

①「自立活動」を取り入れる

- ・「自立活動」とは、障害による学習や生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域です。

②各教科の目標・内容を

下学年の目標・内容に替える

- ・知的障害のない自閉症や情緒障害などの児童生徒に対しては適用しません。

③各教科を、当該各教科に相当する「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校」の各教科に替える

- ・学級の実態が②では十分に対応できない場合に検討します。
- ・知的障害のない児童生徒に対しては適用しません。



学級の実態をもとに、教育課程を編成します。

「手引」 p 8-9

知的障害特別支援学級の教科別の指導の特徴は？

- 知的障害特別支援学級の教科別の指導では、児童生徒の自立を目指し、実際の・具体的な内容を取り上げます。
- 例えば、算数や数学では**買い物場面をもとに計算を学習する**、国語の読解では**場面ごとの状況を示した絵を黒板に貼り、それを用いて説明する**というように、具体的な教材を使って、具体的な内容を指導していきます。
- 学んだことを実際の生活に生かすことも大切です。
- 児童生徒の**実際の生活と学習内容を関連付けると**、児童生徒は主体的に学習に取り組み、理解を深めることができます。

<知的障害特別支援学級における教科別の指導の例>

算数「ボウリングの得点計算」

- 2年生、3年生、6年生が在籍する学級で、みんなでボウリングをし、10本のピンを倒します。
- 2年生は倒れたピンを数える、3年生はそれを黒板に書く、6年生はスコア表を書くというように役割を決めてゲームを進めていきます。
- ゲームの結果発表では、2年生が自分の倒したピンの数を発表したり、3年生が3人で倒したピンの合計を発表したり、6年生が倒したピンの割合を分数で表したりして発表します。

国語「楽しい文章作り」

- 「はを。」という台紙と、児童生徒の生活と関連した言葉のカード(「わたし」「あなた」「きゅうしょく」「おやつ」「たべます」「おかわりします」)を用意します。
- 裏返したカードを台紙に置いて文章を作り、みんなで楽しみます。
- できた文章を声に出して読んだり、ノートに漢字を使って書いたりします。



知的障害のある児童生徒が主体的に取り組めるように学習活動を工夫します。

特別支援学級における学習の評価は？

○基本的には、障害のない児童生徒に対する評価と変わりません。評価の考え方は以下のとおりです。

- ・ 学習指導要領に定められた各教科の目標などに準拠して評価を行うこと。
- ・ 個別の指導計画を活用し、個人内評価を重視すること。
- ・ 学習指導と学習評価を一体的に進めること。
- ・ 指導目標や指導内容、評価規準の設定において、一定の妥当性が求められること。
- ・ 評価をもとに、本時の指導や単元計画を見直すこと。

○単元目標や本時の目標を明確にすることが、妥当性のある評価を行うためには欠かせません。学級や児童生徒一人一人の実態を把握し、単元目標とそれに基づく本時の目標を設定します。

目標が明確でないと評価できない

「本時の目標」「目指す児童生徒像」を担任がはっきりつかんでいないと、よい評価はできません。「目標」と「本時の指導による児童生徒の変容」を並列して実践を記録すると、評価に役立ちます。

- 正しい評価を行うためには、評価規準を明確にします。単元目標や本時の目標を踏まえ、評価規準を設定します。

授業中の言葉かけが大切

評価は単元終了時の「総括的評価」だけではありません。できたところを認める、がんばりを励ますなどの毎時間の言葉かけも大切な評価です。児童生徒が、自分の成長に気付けるよう言葉かけをすることで、学習意欲も高まります。

- 特別支援学級は、児童生徒の障害に応じた「特別の教育課程」を編成し、単元計画や本時の指導計画を立てて授業を行っています。児童生徒の評価をもとに、編成した教育課程の妥当性を確かめることも大切です。



児童生徒の成長を毎時間の言葉かけで認めることが大切です。

「手引」 p 17-18

交流及び共同学習を行う際に気を付けることは？

- 交流及び共同学習は、障害のある児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられます。(小学校〔中学校〕学習指導要領解説総則編より)
- 上記の**交流及び共同学習の趣旨**と、**当該児童生徒の交流及び共同学習の目標**を、通常の学級の担任と事前に確認し合うことが必要です。
- 交流及び共同学習を行う通常の学級の担任と**当該児童生徒の配慮すべき点**などについて、事前に話し合います。

通常の学級の担任と**チーム・ティーチング**を実施する場合は、役割分担を明確にして行いましょう。

例) 全体の指導を通常の学級担任が行い、特別支援学級の児童生徒と他の児童生徒の仲介役として特別支援学級担任が動く。 など

○児童生徒が交流及び共同学習の参加に消極的な場合は、児童生徒にとってふさわしい交流及び共同学習になっているか見直します。次の点に留意します。

- ①児童生徒にとって負担のある学習になっていないか。授業に参加できる内容かどうか。
- ②交流先の学級の友人関係はどうか。
- ③交流先の環境はどうか。座席の配置、児童生徒にとって苦手な大きな音などはないか。



障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、互いに学び合える条件を、交流学級の担任と共に整えることが重要です。

「手引」 p 16

なぜ個別の指導計画を作るのですか？

○うまくいっているところや、つまずきながらも力を発揮しているところは一人一人違います。個別の指導計画は、障害のある児童生徒一人一人が**主体的な力**を十分に発揮できるようにするための計画です。

○児童生徒の「**よさ**」を把握し伸ばすための**目標**を立て、目標実現のための手立てを考えます。目標や手立ては指導しながら修正し、その後の指導に生かします。

○年度終了時に、個別の指導計画をもとに、次年度への引継ぎの内容をまとめます。



<個別の指導計画作成・活用のポイント>

「作って終わり」にせず、生かす

- ・ 児童生徒は日々変化し、成長します。それに伴って個別の指導計画も変わって当然です。その都度加筆修正していきます。
- ・ 児童生徒の指導に関わる複数の教員が、個別の指導計画を共通の「指導のメモ」として活用します。
- ・ 定期的な面談や家庭訪問の際に、個別の指導計画を使って保護者に説明するなどして活用します。

「よさ」を伸ばす視点を大切にする

- ・ 児童生徒の「よさ」を担当が発見したり、担任以外の教員の情報から担任の気付かない「よさ」を見つけたりして、個別の指導計画に記入し、指導に生かします。
- ・ 児童生徒本人から「自分のよさ」を聞き取り、個別の指導計画作成に生かします。
- ・ 保護者と児童生徒のよさを十分話し合い、個別の指導計画作成に生かします。



児童生徒のもつ「よさ」を見つけ、それを伸ばす視点から作成し活用します。

「手引」 p117-119

個別の指導計画を作る際の留意点は？

○留意点を以下にまとめました。

個別の指導計画作成の留意点	チェック
各教科等における児童生徒の実態を把握する。	<input type="checkbox"/>
学習面や生活面で伸ばしたいことを保護者と話し合う。	<input type="checkbox"/>
長期目標と短期目標を設定し、保護者と共通理解を図る。	<input type="checkbox"/>
目標は具体的な行動で記述する。（「児童生徒が～できる。」の形式）	<input type="checkbox"/>
交流及び共同学習として実施する教科等の目標や手立てを教科担任と話し合って設定する。	<input type="checkbox"/>
自立活動の指導の目標を設定する。	<input type="checkbox"/>
年度当初の短期目標は、第1期（1学期）のみ記入する。	<input type="checkbox"/>
目標や手立ての加筆修正が必要な場合には、朱書きで修正する。	<input type="checkbox"/>

○保護者の意見を参考に個別の指導計画を作成したり、個別の指導計画を面談の説明資料として活

用したりすると、家庭との連携がスムーズになります。

＜保護者の意見を参考に作成する例＞

4月・・・学習面、生活面において、この1年間で伸ばしたいところを保護者にアンケート形式で聞く。同時に学校の様子から実態把握をする。(前年度にアンケートを取っておく方法もある。)

5月・・・個別の指導計画作成→家庭訪問で個別の指導計画をもとに1年間の指導方針を説明→必要なところは修正

5月～7月・・・短期目標達成に向けて指導、同時に加筆修正

7月・・・個別の指導計画をもとに通知票作成
⇒以上のサイクルを2、3学期も行う。

※3学期に長期目標の評価を行う→指導要録に記入



よりよい個別の指導計画となるよう、指導をしながら加筆修正していきます。

実態把握を行う際に大切なことは？

- 児童生徒の実態をもとに、必要な指導の内容や支援の方法を考えることは、特別支援教育においては特に重要です。
- 実態把握は、主に**日常の行動観察**を通して行います。個々の児童生徒の知的な力、社会性の育ちなどを**具体的な生活場面をとおして**把握します。
- 発達検査などの検査法の結果は、行動観察による実態把握の参考資料として用います。
- 実態把握→指導計画→指導→評価と再度の実態把握→それに基づく指導**…というサイクルを継続して行います。

< 「課題分析」で実態把握! >

- ・課題を達成するまでの一連の行動を分析することを課題分析と言います。例えば「カップラーメンを作る」ことを考えてみましょう。

カップラーメンを作る

- ①カップラーメンのふたを開ける。
- ②やかんに水を入れ、ガスレンジに置く。
- ③レンジのつまみをひねり、お湯を沸かす。
- ④お湯が沸いたら、カップの中の線までお湯を注ぐ。
- ⑤ふたを閉じ、3分待つ。
- ⑥ふたを外し、食べる。

- ・この6つの行動に「ひとりでできる→◎」「少しの支援でできる→○」「教師と一緒にやればできる→△」といったチェックをします。
- ・「○」や「△」の行動に対し手立てを考え、指導や支援を行います。できるようになったら「なぜできたのか」をはっきりさせ、次の指導に生かします。



「できない」ことの実態把握ではなく、「できる」ことの実態把握が重要です。

自立活動とはどのような教育活動ですか？

- 自立活動は、特別支援学校の指導領域の一つです。
特別支援学校学習指導要領には、自立活動の目標が示されています。

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、**障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服**するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

自立とは

児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること。

- 主体的**に自分の力を発揮し、よりよく生きていこうとする**児童生徒の意欲**を引き出すことが大切です。
- 自立活動は6区分 26 項目から成り立っています。

＜自立活動の指導内容を決めるときには＞

①主体的に取り組む指導内容を取り入れます。

- ・ 児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに、自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げます。

②障害による学習や生活上の困難の改善・克服の意欲を喚起する指導内容を取り入れます。

- ・ 実際の経験などを生かした具体的な学習活動を通して、意欲を高めます。

③発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって発達の遅れている側面を補うことができるような指導内容を取り入れます。

- ・ 発達の進んでいる側面をさらに促進させることによって児童生徒の自信を高め、遅れている側面への取組の意欲付けを行います。

④児童生徒自らが環境を整える指導内容を取り入れます。

- ・ 活動しやすくなるように児童生徒が自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるよう指導します。



児童生徒が主体的に課題に取り組めるように指導していきます。

「手引」 p12

自立活動の6区分 26 項目とは何ですか？

○自立活動の6区分 26 項目を以下に示します。児童生徒一人一人の実態をもとに項目を選びます。

1 健康の保持

○生命を維持し、日常生活を行うために必要な身体の状態の維持・改善を図る、4つの項目から成り立っています。

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事

2 心理的な安定

○自分の気持ちや情緒をコントロールして、変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る、3つの項目から成り立っています。

- (1) 情緒の安定に関する事
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

3 人間関係の形成

○自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う4つの項目から成り立っています。

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事
- (4) 集団への参加の基礎に関する事

4 環境の把握

○感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして的確に判断し行動できるようにする、5つの項目から成り立っています。

- (1) 保有する感覚の活用に関すること
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

5 身体の動き

○日常生活や作業に必要な基本動作を習得し生活の中で適切な身体の動きができるようにする、5つの項目から成り立っています。

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること
- (4) 身体の移動能力に関すること
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

6 コミュニケーション

○場や相手に応じてコミュニケーションを円滑に行うことができるようにする、5つの項目から成り立っています。

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること
- (2) 言語の受容と表出に関すること
- (3) 言語の形成と活用に関すること
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること



6区分 26項目を一人の児童生徒にすべて行うのではありません。個々の児童生徒に必要な項目を選び、それらを関連付けて指導を行います。

「手引」 p13

自立活動の指導目標はどのように立てたらよいですか？

- 障害による学習や生活上の**困難は、児童生徒一人一人によって違います**。それに応じて自立活動の指導目標を立て、**個別の指導計画**に書き入れます。
- 実態把握において**児童生徒のうまくいっているところ、つまずきながらも力を発揮しているところ**を見取り、**それを伸ばす**よう目標を設定します。児童生徒の学校における学習や生活が**より充実するよう**な**観点から設定**します。
- そうすることで、児童生徒が**主体的**に課題に取り組めるようになります。
- 次ページには、新担任が考えた目標を紹介します。よりよい目標を一緒に考えてみましょう。

<自立活動の指導におけるよりよい目標とは？>

新担任の考えた目標① 「大きな音に慣れさせる。」
(自閉症のある児童生徒)・・・？

どんな人でも、不安が高まると感覚が過敏になります。
「大きな音に慣れさせる」前に、安心感を高める必要があるのではないのでしょうか。そこで、例えば「**大きな音が聞こえて不安な時は、安心できる場所に行くことができる。**(2 心理的な安定 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること)」という目標のもと、落ち着ける場所に行って安心できたら教室に帰るよう指導します。

新担任の考えた目標② 「自分から友達に話ができるようにさせる。」(知的障害のある児童生徒)・・・？

友達や先生と楽しく話しているのはいつでしょうか。もし休み時間にそのような様子が見られたら、例えば「**休み時間に、友達や先生に話しかけることができる。**(6 コミュニケーション (2) 言語の受容と表出に関すること)」という目標のもと、話す楽しさを味わわせることから始めましょう。

学校における学習や生活がより充実するような目標になっているか、検討することが必要です。

「手引」 p 12-13

自立活動の「1 健康の保持」とは？

○生命を維持し、日常生活を行うために必要な身体の健康状態の維持・改善を図る内容です。

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること

体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排せつなどの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ることであります。

例) 自閉症の特性によるこだわりがあるため、季節の変化にかかわらず同じ衣服を着続けることがある児童生徒に対して、季節に合った衣服の調節ができるよう指導する。

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること

自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式について理解を深め、それに基づき生活の管理ができるようにすることです。

例) てんかんのある児童生徒に対して、過度の疲労をしないように心がけさせ、きちんと服薬できるよう指導する。

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること

病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすることです。

例) 聴覚障害のある児童生徒に耳の構造について解説し、耳の保護に関わる内容を指導する。

(4) 健康状態の維持・改善に関すること

障害があることにより、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすることです。

例) 知的障害や自閉症のある児童生徒で、あまり運動せず結果的に肥満になってしまっている場合、日常的に運動に取り組ませつつ、食生活と健康についての学習時間を設定し、学習したことを生かして生活するよう指導する。



実際の指導については、国立特別支援教育総合研究所のホームページ(<http://www.nise.go.jp/cms/sitemap.html>)などを参考にしてください。

自立活動の「2 心理的な安定」とは？

○自分の気持ちや情緒をコントロールして、変化する状況に適切に対応するとともに、障害によって起こる学習や生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る内容です。

(1) 情緒の安定に関すること

情緒の安定を図ることが困難な児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすることです。

例) 自閉症のある児童生徒が情緒的に不安定な時、「落ち着ける場所」に一緒に行き、安心できるよう指導する。

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること

場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けることです。

例) 避難訓練に不安を感じる児童生徒が参加する場合、予想される事態や状況をあらかじめ示して見通しをもたせ、安心して避難訓練に参加できるよう指導する。

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、積極的に、障害による学習や生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ることです。

例) 肢体不自由があるために移動が困難な児童生徒に対して、必要な支援をしつつ自力での移動を体験させ、成就感がもてるよう指導する。



実際の指導については、国立特別支援教育総合研究所のホームページ(<http://www.nise.go.jp/cms/sitemap.html>)などを参考にしてください。

自立活動の「3 人間関係の形成」とは？

○自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う内容です。

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること

他者に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働きかけを受け止めて、それに応えることができるようにすることです。

例) 自閉症のある児童生徒に対して、安定した関係をもとに、繰り返しやりとりをすることで、他者とのかかわり合いを楽しめるよう指導する。

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること

他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるようにすることです。

例) 相手の表情を捉えることが困難な視覚障害のある児童生徒に対して、声の調子や抑揚などの聴覚的な手掛かりをもとに、相手の意図や感情をつかむよう指導する。

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること

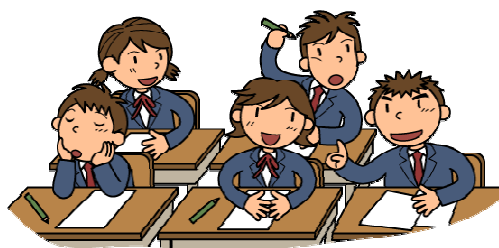
自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになることです。

例) 自閉症のある児童生徒に対して、体験的な活動を通して自分の得意・不得意の理解を促す、他者の意図や感情を理解させ、対処方法を考えさせるなどの指導をする。

(4) 集団への参加の基礎に関すること

集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになることです。

例) 聴覚障害があるため社会のルールを会話から理解することが難しい児童生徒に対して、そのルールが必要な背景を解説し、実際の生活に生かすよう指導する。



実際の指導については、国立特別支援教育総合研究所のホームページ(<http://www.nise.go.jp/cms/sitemap.html>)などを参考にしてください。

自立活動の「4 環境の把握」とは？

○感覚を有効に活用し、周囲の状況を把握したり環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする内容です。

(1) 保有する感覚の活用に関すること

保有する視覚、聴覚、触覚などの感覚を十分に活用できるようにすることです。

例) 弱視のある児童生徒が拡大鏡等の活用により、保有する視力を十分活用できるよう指導する。

(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること

障害のある児童生徒の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に感覚の過敏さや認知の偏りなどの、個々の特性に適切に対応できるようにすることです。

例) 大きな音が苦手な自閉症のある児童生徒に対して、不快な音や感触を自ら避けたり、状態に応じて少しずつ慣れていったりするよう指導する。

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう各

種の補助機器を活用できるようにしたり、他の感覚や機器での代りが的確にできるようにしたりすることです。

例) 聴覚障害のある児童生徒に対して、補聴器等の活用と共に、口形や表情も参考に話を理解するよう指導する。

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること

いろいろな感覚器官やその補助・代行手段を活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるようにすることです。

例) 聴覚障害のある児童生徒に対して、視覚や嗅覚などを使いながらの周囲の状況把握を指導する。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

ものの機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすることです。

例) 肢体不自由のある児童生徒に対して、自分の姿勢と対象の位置関係を意識させ、言葉と結びつけながら空間に関する概念(上下、左右、前後、高低、遠近など)がつかめるよう指導する。

実際の指導については、国立特別支援教育総合研究所のホームページ(<http://www.nise.go.jp/cms/sitemap.html>)などを参考にしてください。

自立活動の「5 身体の動き」とは？

○日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする内容です。

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることで

例) 肢体不自由のある児童生徒に対して、筋力の維持を図る運動を指導する。

(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する こと

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具などの補助的手段を活用してこれらができるようにすることです。

例) 肢体不自由のある児童生徒に対して、持ちやすく握りを太くした鉛筆やスプーンをさせるよう指導する。

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること

食事、排せつ、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすることです。

例) 知的障害のある児童生徒に対して、使いやすい用具などを用いながら、手元をよく見るように指導する。

(4) 身体の移動能力に関すること

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ることです。

例) 肢体不自由のある児童生徒に対して、車いすの操作に慣れさせるとともに、目的地まで操作し続けるための体力が付くよう指導する。

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めることです。

例) 肢体不自由のある児童生徒に対して、スポーツなどを通して粗大運動を、各種作品を制作することを通して微細運動を楽しめるよう指導する。

実際の指導については、国立特別支援教育総合研究所のホームページ(<http://www.nise.go.jp/cms/sitemap.html>)などを参考にしてください。

自立活動の「6 コミュニケーション」とは？

○場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする内容です。

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること

児童生徒の障害の種類や程度、興味・関心等に応じて、表情や身振り、各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けることです。

例) 他の人の手を取って自分の欲しい物を取ってもらおうとする自閉症のある児童生徒に対して、教師がその意図を推測しつつ、できるだけ望ましい方法で要求を伝える経験を積み重ねるよう指導する。

(2) 言語の受容と表出に関すること

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにすることです。

例) 聴覚障害があり、補聴器を使っている児童生徒に対して、言葉を状況と一致させながら聞き取り、それをもとに身振りなどを用いながら話すよう指導する。

(3) 言語の形成と活用に関すること

コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすることです。

例) 言葉の遅れのある児童生徒に対し、生活経験の言語化を行い、語いの習得が図れるよう指導する。

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、コミュニケーションが円滑にできるようにすることです。

例) 言葉の遅れのある児童生徒に対し、絵カードでのやり取りによるコミュニケーションを指導する。

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること

場や相手の状況に応じて、主体的なコミュニケーションを展開できるようにすることです。

例) かん黙が見られる知的障害のある児童生徒に対し、状況に応じて、筆談など話し言葉以外のコミュニケーションができるよう指導する。

実際の指導については、国立特別支援教育総合研究所のホームページ(<http://www.nise.go.jp/cms/sitemap.html>)などを参考にしてください。

中学校において進路指導を行う際に気を付けることは？

○次のような点に留意し、将来の自立を目指した指導を充実させましょう。

○**学校全体で実施する3年間の進路指導の計画に沿って進路学習を進めましょう。**

＜効果的な学習方法のポイント＞

- ・ 实际的・具体的な体験を通しての学習や、将来に見通しをもつことができる学習を行いましょう。

○**一人一人の障害の特性に配慮し、指導しましょう。**

＜指導のポイント＞

- ・ 安心感、わかりやすさを高めます。
- ・ 見通しがもてるように、实际的・具体的に指導します。

○**生徒の「将来への思い」をつかみましょう。**

＜見取りのポイント＞

- ・ 生徒が興味・関心をもって取り組んでいることや、生徒の発言等から見取りましょう。
- ・ 1年次からの見取りが必要です。

○「**将来の自分**」から「**今の自分**」を見つめるよう働きかけましょう。

＜働きかけのポイント＞

- ・「将来の自分」に近づく1つのステップとして「今の自分」の目標を設定しましょう。

○**進路指導主事、学年主任や他校の特別支援学級担任等から情報を集めましょう。**

＜校内での連携のポイント＞

- ・進路指導委員会や第3学年会に積極的に参加しましょう。
- ・管理職や校内の同僚、他校の特別支援学級担任に相談しましょう。

○**保護者との共通理解を図りましょう。**

＜保護者との連携のポイント＞

- ・得意なところやがんばっているところを知らせて家庭でもほめてもらいましょう。
- ・生徒の興味関心などの情報を聞き取りましょう。



自分の将来を肯定的に捉える、働くことに興味をもつなどは、小学校の指導が基盤にあります。中学校はもちろん、小学校でも将来の自立と社会参加を目指して指導を行います。

特別支援学校の学校見学会・体験学習 に生徒を参加させる際、担任が留意する ことは？

- 特別支援学校高等部に進学する希望がある場合、その生徒のもつ障害が、進学を希望する高等部で学ぶ障害に該当するかどうかを確認した上で、適切な情報を提供しましょう。
- 中学校3年生になってから学校見学会・体験学習に参加するのではなく、**1年次から参加するよう勧めましょう**。進路に関する情報については**早め**に生徒と保護者に提供できるように準備しておきます。特に、知的障害のある生徒が知的障害特別支援学校高等部への進学を考えている場合、**必ず学校見学会・体験学習に参加し、教育相談を受ける**よう伝え、日程等の必要な情報を随時伝えるようにします。

○学校見学会・体験学習に参加することで、各特別支援学校の**教育の内容を理解**することができます。生徒が特別支援学校で受ける教育を具体的に知ることができ、**希望がふくらみます**。

○学校見学会・体験学習の参加後に、担任は、進路に関する相談を保護者や生徒と行い、将来を見通した進路先の選択ができるよう、**時間をかけて丁寧に話し合**いましょう。



特別支援学校への進路指導に関する窓口が特別支援学級担任になっている場合は、進路指導主事に学校見学会・体験学習等の日程を伝え、進路指導委員会の日程表に加えてもらいましょう。

個別の教育支援計画とはどのようなものですか？

- 障害のある児童生徒の多くは、地域の医療や福祉などの関係機関の支援を受けています。**様々な関係機関と学校が連携し、幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援**を受けられるようになることが、障害のある児童生徒にとって大切です。
- 当該児童生徒の支援の全体像を把握し、関係機関との役割分担を明確にしながら適切な指導や必要な支援を検討するための、「**支援機関の一覧表**」が個別の教育支援計画です。
- 多くの関係者が関与することから、特に保管の際は、**個人情報**の保護に十分留意することが必要です。

○進級の際は**新担任に引き継ぎ**ます。また、進学や転学等に際しては、保護者の了解を得た上で、進学・転学先に引き継いでいきます。

○「すくすくシート」などの名前で作成を推進している市町もあります。その場合は**市町の決めた様式**で個別の教育支援計画を作成します。

○県教委特別支援教育室のリーフレットもお読みください。

(県教委のホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/m05/education/gakkoukyouiku/tokubetsu/documents/kobetunokyouikusienkeikaku1.pdf> からダウンロードできます) →

特別支援教育啓発資料

個別の教育支援計画の作成について

「個別の教育支援計画」とは…

障害のある幼児児童生徒一人一人について、教育の観点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して適切な教育的支援を行うためのものです。

なお、各年齢段階における具体的な指導や支援については、学校等が作成する個別の指導計画や医療・福祉等の関係機関が作成する個別の支援計画に基づき実施されます。

個別の教育支援計画
—幼児期から学校卒業後までの一貫した教育的支援—

本県の「個別の教育支援計画」は…

本県においては、個別の教育支援計画を、その児童生徒の将来を見据えながら、各年齢段階において、支援の全体像を把握し、関係機関との役割分担を明確にして、適切な指導や必要な支援を検討するために活用する「支援機関一覧」ととらえることにします。



個別の教育支援計画を作成し、支援のネットワークを理解することが求められます。

「手引」 p 121-123

特別支援学校のセンター的機能とはどのようなものですか？

- 特別支援学校は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱、知的障害の種別があり、障害のある児童生徒の教育についての**専門的な知識**をもっています。
- その専門的な知識を地域の小・中学校の教育にも生かせるように、県教委は「**特別支援学校センター的機能充実事業**」を行っています。
- この事業では、特別支援学校において夏季休業の時期などに**研修会**や**事例研究会**を実施しています。参加する場合は各特別支援学校にお問い合わせましょう。県教委のホームページに一覧があります。
(ホームページは <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>)

m05/education/gakkoukyouiku/tokubetsu/11829137729
63.html)

○研修会の他に、指導法や教材教具の開発、個別の指導計画作成のヒントなどの**実践に役立つ情報**を手に入れることもできます。その際には管理職をとおして市町教委に相談してみましょう。特別支援学校には、センター的機能の中心的役割を果たす地域支援担当がいて、地域の小・中学校との連携の窓口になっています。



特別支援学校のもつ専門的な知識を、日々の実践に役立てましょう。

「手引」 p 24

療育手帳とはどのようなものですか？

○療育手帳とは、知的障害児（者）と保護者の方に療育の指導や知識の普及及び援護の措置を受ける利便に役立てるために、**知的障害児(者)に交付**されている手帳のことです。

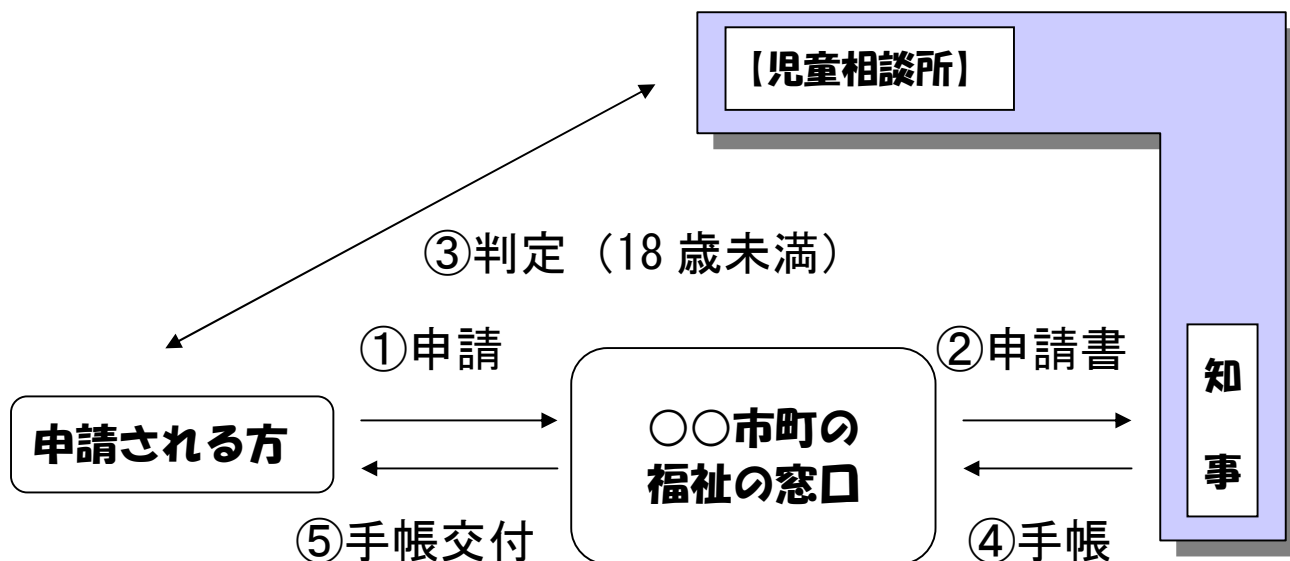
<手続き>

居住地の市町の福祉の窓口に**療育手帳交付等申請(届出)書**と**写真(横3cm×縦4cm)**を提出します。**印鑑**も持参します。

<手帳の種類>

本県では、知的障害の程度により、**A1(最重度)**、**A2(重度)**、**B1(中度)**、**B2(軽度)**の4段階に分けられています。

【申請から交付までの流れ】



<再判定>

手帳交付の際に、次回の判定時期が指定されるので、その時期までに**児童相談所**(18歳未満)あるいは**とちぎリハビリテーションセンター**(18歳以上)で再判定を受ける必要があります。



「栃木県障害者福祉ガイド」(県保健福祉部障害福祉課)が参考になります。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/fukushi/shougaiasha/shisaku/index.html>)

知的障害特別支援学級

運営の留意点

- ・知的障害特別支援学級の1年間は？ ……60
- ・入学式・始業式の留意点は？ ……62
- ・授業参観や保護者会を実施する際の留意点は？ ……64
- ・教育課程に教科別の指導や自立活動の指導を
位置付ける場合の留意点は？ ……66
- ・道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、
特別活動の扱いは？ ……68
- ・「各教科等を合わせた指導」とはどのようなものですか？ ……70
- ・「日常生活の指導」とはどのようなものですか？ ……72
- ・「生活単元学習」とはどのようなものですか？ ……74
- ・「作業学習」とはどのようなものですか？ ……76
- ・教室環境を整備する時の留意点は？ ……78
- ・知的障害のある児童生徒の教科書は？ ……80
- ・特別支援学級で通知票と指導要録を作成する時の留意点は？
……82
- ・知的障害のある生徒に対する進路指導の留意点は？ ……84



知的障害特別支援学級の1年間は？

○学校により異なるところもありますが、以下の例のとおりです。

項目/月	4	5	6	7	8
学習行事など	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式、入学式① ・授業参観、保護者会② ・発育測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・避難訓練 ・遠足 ・新体力テスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊学習 ・修学旅行 ・職場体験活動（中学校） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観、保護者会② ・終業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業 ・高等学校体験学習（中学校）
学級事務など	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成③ ・教室環境の整備④ ・交流及び共同学習の確認 ・諸表簿作成（指導要録、健康調査票） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の提出 ・個別の指導計画作成 ・通知票の検討 ・職場体験活動についての書類作成（中学校） 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知票の検討 ・保護者会資料作成 ・教科書展示会⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知票の作成⑥ ・個別の指導計画の評価・改善 ・会計報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の就学相談用資料の作成 ・運動会の練習についての確認
進路指導	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導（中学校）⑦ 		<ul style="list-style-type: none"> ・高等部体験学習 		
就学事務関係	校内	<ul style="list-style-type: none"> ・就学相談 			
	市町				
調査・研修会など	<ul style="list-style-type: none"> ・市町教委、事務所主催の研修会への参加（年度を通して） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導内容等の引継ぎに係る調査 ・通級による指導実施状況調査 		<ul style="list-style-type: none"> ・進路希望調査（中学校） 	



表の中の太字①～⑦については、次ページ以降で説明します。見出しに対応する番号(①～⑦)が付いています。

9	10	11	12	1	2	3
<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 ・文化祭(中学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験活動(中学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観、保護者会② ・終業式 ・冬季休業 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観、保護者会② 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式 ・修了式
		<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談に係わる書類作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知票の作成⑥ ・個別の指導計画の評価・改善 ・会計報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の教育課程編成に向けての準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知票の作成⑥ ・引継ぎの準備 ・卒業や修了についての書類作成 	
<ul style="list-style-type: none"> ・高等部体験学習 ・進路指導 						
<ul style="list-style-type: none"> ・校内教育支援委員会 ・就学相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学時健康診断 					
		<ul style="list-style-type: none"> ・市町教育支援委員会 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関する調査 ・医療的ケアに関する調査 				

入学式・始業式の留意点は？

- 入学式や始業式は、学校生活を始めるための大切な儀式です。特に入学式は、その学校での生活をスタートさせる児童生徒にとって重要な意味をもっています。
- そのため、入学式実施の際には、必要に応じてリハーサルを行っておくことが有効です。リハーサルを行うと児童生徒や保護者が見通しをもつことができ、安心して当日を迎えることができます。
- 前年度から在籍している児童生徒に対しては、始業式の日々の学級活動において、前担任から聞いた児童生徒のよさを本人に伝えたり、新しく担任になった喜びを話したりすることで、児童生徒との新たな出合いを演出したいものです。

<確認しておきたいこと>

新1年生に対しては

- ・まずは入学式を成功させましょう。式の順序、式前後の動き、トイレに行きたくなった時や不安が高まった時の対応などを、保護者と事前に話し合っておくことが必要です。
- ・前の学校や施設からの引継ぎの内容も必ず見ておきましょう。
- ・特別支援教育コーディネーターを通じて、入学式の配慮点を全職員に伝え、理解を求めましょう。

新たに入級した児童生徒に対しては

- ・始業式の日仲間入りの日です。前年度から在籍している児童生徒と仲よくなれるよう言葉かけをしましょう。
- ・特別支援学級で新たな活躍ができるよう、見通しをもたせ、希望をふくらませましょう。

前年度から在籍している児童生徒に対しては

- ・新担任は新入生のようなものです。児童生徒にうまく溶け込めるよう工夫しましょう。
- ・児童生徒は新たな決意を抱いて始業式に臨んでいます。前年度までの一人一人の成長を認め、本年度のがんばりを引き出します。



新たな学校生活を、希望をもって開始できるよう工夫しましょう。

4月、7月、12月、2月②

授業参観や保護者会を実施する際の留意点は？

○授業参観については、保護者が様々な授業を参観することができるよう、年間を見通して計画的に実施しましょう。また、保護者に事前に授業内容を知らせておくと、安心して参観できます。

○授業は、児童生徒の活動が、保護者から見てはっきりわかるものが望ましいです。

○次の項目を事前にチェックしてみましょう。

事前に確認しておきたいこと(例)	チェック
授業のねらい、活動内容が説明できるか。	<input type="checkbox"/>
児童生徒一人一人にとってわかりやすい授業となっているか。	<input type="checkbox"/>
児童生徒一人一人のよさが発揮できる場面を設定しているか。	<input type="checkbox"/>

○保護者会については、学級経営や指導の方針など

をわかりやすく説明し、ていねいに理解を求めましょう。交流及び共同学習を行っている通常の学級の保護者会と重ならないよう、日程や時間などを設定しましょう。

○年度当初の保護者会は、信頼関係を作る上で重要です。次の項目をチェックしてみましょう。

年度当初の保護者会で説明すること(例)	チェック
学級の実態	<input type="checkbox"/>
学級経営の方針	<input type="checkbox"/>
教育課程、学習指導の内容	<input type="checkbox"/>
使用する教科書、教材	<input type="checkbox"/>
主な行事の予定	<input type="checkbox"/>
欠席の連絡方法	<input type="checkbox"/>
連絡帳の活用方法	<input type="checkbox"/>
学級費や教材費等	<input type="checkbox"/>



保護者の理解が得られるよう、授業参観や保護者会の内容を工夫しましょう。

教育課程に教科別の指導や自立活動の指導を位置付ける場合の留意点は？

- 基本的に、知的障害特別支援学級においては、教科別・領域別に学習指導を行います。
- 知的障害のある児童生徒は、抽象的に物事を考え判断することが苦手です。また、知的障害に伴う手先の不器用さや言葉の発達の遅れなども見られます。そのため、**教科別の指導**を行う際には、知的障害の特性を考慮し、将来の自立に役立つよう、**实际的・具体的な内容の指導**を行う必要があります。
- 知的障害による学習や生活上の困難は、生活全般で見られます。そのため**自立活動の指導**は、教育活動全体を通じて行うことが望ましいと言えます。その際、個別の指導計画をもとに指導を行います。

<将来の自立を意識して！>

- ・ **知的障害のある小4児童**。身近な長さや重さの理解が不十分な実態がある。

しかし

- ・ 「長さ」や「重さ」の単位を日常的に使う年齢であり、将来にわたっても「長さ」「重さ」の理解は必要と考えられる。

そこで

- ・ **第2学年「cm」**や**第3学年「g」**の指導を算数で行う。
(下学年の内容のうち、将来の自立に必要な内容を学習する。)

具体的には

- ・ 「身近なものの長さ比べをしよう」「重さ比べをしよう」という算数の単元を設定し、生活で使っている物を実際に計る活動を取り入れる。児童にとってわかりやすく実際の生活に役立ち、将来にわたって活用できる内容を学習する。

- 生活単元学習のはかりで重さを計る場面などの、各教科等を合わせた指導の内容と関連付けることも大切です。
- はかりの細かい目盛りを指で追って数えている児童がいる場合、長い目盛りに印を付けて読ませたり、教師と一緒に声を出して読ませたりします。このような取組が、知的障害のある児童生徒への自立活動の指導（例えば「4 環境の把握」）に当たります。



知的障害の特性を考慮しながら、児童生徒の自立と社会参加を目指した授業を行います。

4月③

道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の扱いは？

○知的障害特別支援学級においても、道徳、外国語活動（小学校5・6年）、総合的な学習の時間（小学校3年以上の学年）、特別活動を教育課程に位置付けます。

○道徳の時間を実施する際には、例えば、以下のことに留意しながら指導します。

「抽象的」ではなく、「具体的」に！

- ・ 学校生活の話題を中心に道徳的価値に迫る
- ・ ペープサートを使ったり、劇にしたりして、動作化して考えさせる
- ・ 言葉が足りない時は、教師が補う

などの工夫が必要です。

○学級の実態から、例えば、道徳の時間を時間割に位置付けず、各教科等を合わせた指導の中で行うことも考えられます。

○総合的な学習の時間は、生活単元学習との区別を明確にして実施します。

＜生活単元学習と総合的な学習の時間の比較＞

生活単元学習	総合的な学習の時間
<p>児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するもの。</p> <p>(特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(幼稚部・小学部・中学部)より)</p>	<p>横断的・総合的な学習の時間や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。</p> <p>(小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編より)</p>

※生活単元学習は、「自立的な生活」に必要な内容の学習に焦点を当てています。

○総合的な学習の時間を、交流及び共同学習として行うこともあります。この場合、知的障害のある児童生徒も安心して学習に参加できるように配慮する必要があります。



特別の教育課程を編成する場合も、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動を位置付けます。

「各教科等を合わせた指導」とはどのようなものですか？

- 知的障害特別支援学級においては、教科別・領域別に学習指導を行うことが原則です。しかし、学級の実態によっては各教科や領域ごとに学習を行うことが効果的でない場合もあるため、必要に応じて各教科等を合わせて指導することもあります。
- 具体的な生活場面や作業場面を生かし、将来の自立と社会参加を目指して学習を行います。
- 児童生徒一人一人の指導目標を明確にし、各教科や領域の目標及び内容を踏まえた指導を実施することが大切です。
- 各教科等を合わせた指導には、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習などがあります。

<各教科等を合わせた指導>

日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するもの。

生活単元学習

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するもの。

作業学習

作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの。



学級の実態から、各教科等を合わせた指導を行う必要があるか十分検討します。実施する場合には、児童生徒一人一人の指導目標を明確にし、自立と社会参加を目指して行います。

「手引」 p 13-14

「日常生活の指導」とはどのようなものですか？

- 日常生活の指導では、衣服の着脱や食事などの基本的な生活習慣の内容、あいさつや言葉遣い、礼儀作法などの日常生活や社会生活を送るために必要な内容を指導します。
- これらのことを日常生活の自然な流れに沿って、必然性のある状況下で毎日繰り返して行い、望ましい生活習慣を身に付けさせます。
- 児童生徒のできつつあることや意欲的な面を考慮し、必要に応じて手助けしながら指導します。最終的には児童生徒が自ら行動できるように、段階的に指導をしていきます。



<日常生活の指導について>

日常生活の指導の内容例

基本的な生活習慣の内容⇒衣服の着脱、洗面、手洗い、排せつ、食事、清潔などの指導

日常生活や社会生活に関する内容⇒あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ること、持ち物の整理、係の仕事、朝の会、給食、清掃、帰りの会、帰りの支度、登下校などの指導

日常生活の指導を行う時間

- ・ 学校生活の流れに沿って適宜行います。
- ・ 「日常生活の指導」を位置付けない場合も、教科別・領域別の指導の中で実践できる部分があります。



日常の学校生活の流れに沿って、児童生徒が自ら行動できるように、必要な指導を行います。

「手引」 p14

「生活単元学習」とはどのようなものですか？

- 生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動を生活的な目標や課題に沿って組み立てることが大切です。
- そこで、児童生徒の知的障害の状態や興味・関心を考慮し、実際の生活から発展した内容とします。
- また、学級の児童生徒一人一人が力を発揮し、主体的に取り組める内容で、学級全体で共同で取り組める内容とします。
- さらに、学んだ知識や技能を実際の生活に生かせるように指導を工夫します。
- 以上のことを各教科や領域との関連を明確にした上で指導します。

＜生活単元学習の実践の紹介＞

「ポップコーン祭り」をしよう

- 生活単元学習で、毎年、栽培方法をみんなで調べ、とうもろこしを育てています。
- とうもろこしでポップコーンを作ることになりました。
- 収穫を喜びあいたいという児童の願いから、先生方を招待し「ポップコーン祭り」を開くことにしました。招待状を作り、先生方に届けました。
- 「キャラメル味」「チョコレート味」などのポップコーンを試作し、先生方に喜んでもらえるポップコーンの味を確かめました。
- 当日は、単元の指導計画に基づき、児童の得意なところを生かして役割分担しポップコーンを作り、先生方と楽しく食べました。



児童生徒の生活をもとに単元を設定し、学んだことを生活に生かすことができるよう指導します。

「手引」 p 14-15

「作業学習」とはどのようなものですか？

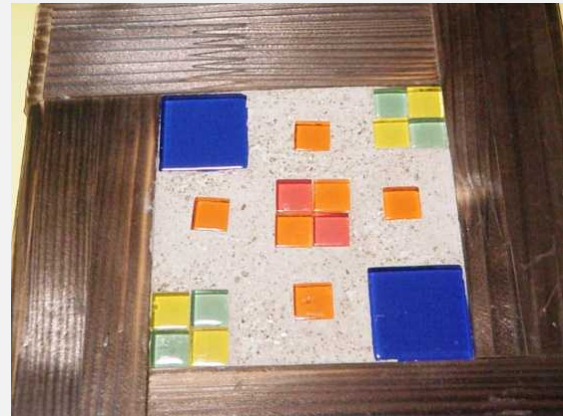
- 作業学習では、農作業やカレンダー作りなどの作業を通して、生徒が働く喜びを感じたり、将来の職業生活に必要な事柄を学んだりします。
- 「作業」とは、原料の仕入れから製作、販売までを指します。生産から消費の流れを生徒が理解できるようにします。
- 作業工程を分担して行う場合、全作業工程の中での自分の担当作業の位置付けを明確にします。
- 指導の際には、教師は安全面や衛生面に最大の注意を払います。



<作業学習の実践の紹介>

「なべしき」作り

- 作業学習で「なべしき」を作製する実践です。
- 木の枠の中に益子焼の板を入れたなべしきです。



- 材料の粘土や木材は、担任や生徒が地元で入手します。
- 生徒が自分の得意な工程を分担して、みんなで一つの作品を仕上げます。
- できあがった作品は学校祭で販売したり、マイチャレンジに協力して下さった事業所に贈呈したりします。
- 購入者からアンケートを取り、次回の製作に生かします。



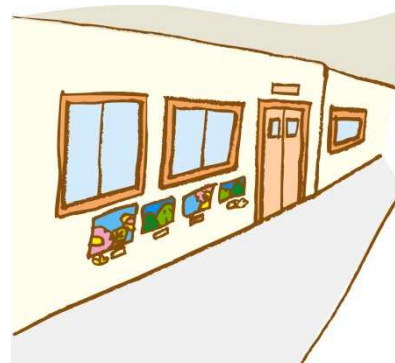
生徒が主体的に作業に取り組み、働く喜びを味わえるよう指導します。

「手引」 p15

教室環境を整備する時の留意点は？

○次の表で「集中しやすい環境」「道具の置き場所」をチェックしましょう。

①集中しやすい環境について		チェック
視覚刺激の調整	教室内の明るさはどうか。	<input type="checkbox"/>
	教室の掲示物は整理されているか（特に黒板のまわり）。	<input type="checkbox"/>
	屋外の風景や廊下の人の動きは気にならないか。	<input type="checkbox"/>
聴覚刺激の調整	室内のスピーカーや機器の音はどうか。	<input type="checkbox"/>
	屋外の音はどうか。	<input type="checkbox"/>



②片付け場所や道具の置き場所について		チェック
教室表示	新1年生にわかりやすく表示しているか。	<input type="checkbox"/>
げたばこ	背の高さを考慮し、見えるところに記名しているか。	<input type="checkbox"/>
傘立て	学級名がわかりやすく表示されているか。	<input type="checkbox"/>
ロッカー	見えるところに記名しているか。	<input type="checkbox"/>
机・いす	わかりやすい大きさで記名しているか。	<input type="checkbox"/>
掃除用具 収納ロッカー	ほうきやモップを掛けるところが明記されているか。	<input type="checkbox"/>
連絡帳提出箱 宿題提出箱	位置を常に固定し、提出物の表示がされているか。	<input type="checkbox"/>
その他道具	道具名が表示されているか。	<input type="checkbox"/>

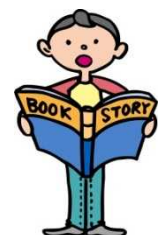


集中しやすい環境づくりをしたり、片付け場所や道具の置き場所をわかりやすくしたりしましょう。

6月⑤

知的障害のある児童生徒の教科書は？

- 小学校、中学校においては、文部科学省の検定を経た教科書を使用することが基本です。（学校教育法第34条及び第49条）
- 知的障害のある児童生徒について、当該学年の教科用図書を使用することが適当でない場合には、市町教育委員会の定めるところにより、右のページの要領で、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっていきます。（学校教育法附則第9条及び学校教育法施行規則第139条）
- 一般図書と検定済み教科書は同時に無償給与できないので注意しましょう。来年度以降の教科書選定の参考にしてください。



<知的障害のある児童生徒が使う教科用図書の選定>

①文部科学省検定済み教科書の中から当該学年のものを選定

↓
児童生徒の実態が①に適さない場合

②文部科学省検定済み教科書の中から下学年のものを選定（中学校で使用する下学年には小学校用も含む）

↓
児童生徒の実態が②に適さない場合

③文部科学省著作教科書（国語、算数・数学、音楽）の中から適切なものを選定
※通称「☆本」

↓
児童生徒の実態が①～③のいずれにも適さない場合

④学校教育法附則第 9 条に規定する一般図書を選定



知的障害のある児童生徒の場合、実態にあわせて教科書を選びます。

「手引」 p17

7月・12月・2月⑥

特別支援学級で通知票と指導要録を作成する時の留意点は？

- 特別支援学級の通知票は、個人内評価を重視し、児童生徒の成長を具体的に記述します。
- 児童生徒が、障害による学習や生活上の困難を改善・克服しようとする姿がわかるよう記述しましょう。また、通知票の記述が家庭でも生かせるよう工夫しましょう。
- 通知票の形式は学校独自で定めることができます。一方、指導要録の様式は、通常の学級と同じ様式となっています。指導要録においても児童生徒の成長を具体的に記述することが求められます。



<通知票の形式は大きく分けて2つです>

①通常の学級の通知票の形式

+特別支援学級用の別紙を添付

②特別支援学級独自の通知票の形式

<通知票作成の際に確認しましょう>

確認しておきたいこと	チェック
わかりやすい記述を心がけているか。 ・具体的に ・ポイントを絞って	<input type="checkbox"/>
児童生徒の成長を記述しているか。 ・できたことや努力したこと	<input type="checkbox"/>
児童生徒の課題に対して、担任が今後どのように取り組むか記述しているか。	<input type="checkbox"/>

<指導要録作成の際に注意しましょう>

例えば国語と算数と自立活動を生活単元学習として合わせて指導を行っている場合

→国語、算数のそれぞれの評定を記入するので、生活単元学習の国語と算数の部分を評価します。

→自立活動の評価は「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に記入します。



児童生徒の成長の様子がわかるよう、具体的に記述します。

知的障害のある生徒に対する進路指導の留意点は？

- 知的障害のある生徒の進学先は、知的障害特別支援学校高等部だけではありません。高校や専門学校に進学する生徒もいます。また、就職する生徒もいます。
- 生徒の将来像を見据え、進路先を選択することが求められます。そのため、進路に関する情報をもとに、十分時間をとって進路相談を行うことが必要です。1年次から保護者や本人と進路について話し合いを行うとよいでしょう。
- 体験を通しての学習も有効です。2年次の職場体験活動の機会を活用し、生徒の自信を育てましょう。

＜生徒の実態に基づいて対応しましょう＞

抽象的な内容より、实际的・具体的な内容の指導が必要なので…

＜対応＞

1年次から、具体的な情報を、保護者と本人に伝えましょう。

＜対応＞

2年次の職場体験活動を通し、成功体験を味わわせましょう。

＜対応＞

進路先が決まったら、そこでどんな生活を送れるのか確認しましょう。

主体的に取り組む意欲が十分に育っていない場合は…

＜対応＞

1年次から、自分の将来像をイメージさせましょう。

＜対応＞

2年次の職場体験活動を通し、成功体験を味わわせましょう。

＜対応＞

生徒の得意なこと、うまくいっていることに気付かせましょう。

生活経験が不足しがちなので…

＜対応＞

生徒の得意なこと、うまくいっていることに気付かせましょう。

＜対応＞

2年次の職場体験活動を通し、成功体験を味わわせましょう。

＜対応＞

進路先が決まったら、そこでどんな生活を送れるのか確認しましょう。

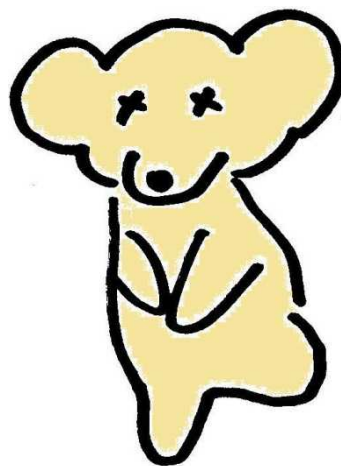


進路相談の時間を十分に取って、保護者と本人に進路に関する情報を提供しましょう。

自閉症・情緒障害特別支援学級

運営の留意点

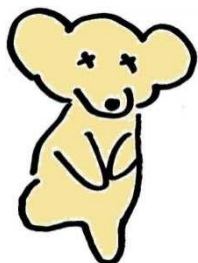
- ・ 自閉症・情緒障害特別支援学級の1年間は？ ……88
- ・ 知的障害のない自閉症のある児童生徒に対する
学習指導の留意点は？ ……90
- ・ 教室環境を整備する時の留意点は？ ……92
- ・ 交流及び共同学習の時間割の変更への対応は？ ……94
- ・ 避難訓練実施時や災害発生時の留意点は？ ……96
- ・ 宿泊学習のグループ活動で児童生徒を
引率する際の指導は？ ……98
- ・ 運動会練習の校内への事前の協力の求め方は？ ……100
- ・ 職場体験活動を依頼する際の留意点は？ ……102
- ・ 次年度の教育課程編成や個別の指導計画作成に
向けた準備は？ ……104
- ・ 引継ぎの準備はどのように進めますか？ ……106



自閉症・情緒障害特別支援学級の1年間は？

○学校により異なるところもありますが、以下の例のとおりです。知的障害のない児童生徒が在籍している学級の場合です。

項目/月	4	5	6	7	8
学習行事など	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式、入学式 ・授業参観、保護者会 ・発育測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・避難訓練④ ・遠足 ・新体力テスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊学習⑤ ・修学旅行 ・職場体験活動(中学校)⑦ 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観、保護者会 ・終業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業 ・高等学校体験学習(中学校)
学級事務など	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の編成① ・教室環境の整備② ・交流及び共同学習の確認③ ・諸表簿作成(指導要録、健康調査票) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の提出 ・個別の指導計画作成 ・通知票の検討 ・職場体験活動についての書類作成(中学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知票の検討 ・保護者会資料作成 ・教科書展示会 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知票の作成 ・個別の指導計画の評価・改善 ・会計報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の就学相談用資料の作成 ・運動会の練習についての確認⑥
進路指導	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導(中学校) 				
就学事務関係	校内	<ul style="list-style-type: none"> ・就学相談 			
	市町				
調査・研修会など	<ul style="list-style-type: none"> ・市町教委、事務所主催の研修会への参加(年度を通して) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導内容等の引継ぎに係る調査 ・通級による指導実施状況調査 		<ul style="list-style-type: none"> ・進路希望調査(中学校) 	



表の中の太字①～⑨については、次ページ以降で説明します。見出しに対応する番号（①～⑨）が付いています。

（知的障害を併せ有する自閉症の児童生徒が在籍する場合は、「知的障害特別支援学級運営の留意点」もご覧ください。）

9	10	11	12	1	2	3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業式 ・ 運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難訓練 ・ 文化祭 (中学校) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場体験活動(中学校)⑦ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業参観、保護者会 ・ 終業式 ・ 冬季休業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業式 ・ 避難訓練④ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業参観、保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業式 ・ 修了式
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人面談に係わる書類作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知票の作成 ・ 個別の指導計画の評価・改善 ・ 会計報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度の教育課程編成に向けての準備⑧ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知票の作成 ・ 引継ぎの準備⑨ ・ 卒業や修了についての書類作成 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路指導 						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内教育支援委員会 ・ 就学相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学時健康診断 					
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町教育支援委員会 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育に関する調査 ・ 医療的ケアに関する調査 				

4月①

知的障害のない自閉症のある児童生徒に対する学習指導の留意点は？

- 自閉症のある児童生徒は、社会性やコミュニケーション力が育ちにくく、見通しをもちにくいという特性があります。
- 知的遅れのない自閉症のある児童生徒は、通常の学級と同じ学習を行いますが、見通しをもち安心できるよう、わかりやすい授業を行うことが重要です。
- また、自閉症に伴う学習や生活上の困難は、生活全般で見られます。そのため自立活動の指導は、日常の学校生活においても行います。個別の指導計画をもとに、自立活動の指導を行います。

<見通しをもち、安心できるための工夫>

- ①「**本時の目標**」を具体的に示します。
 - ・「この時間は何をするのか」を明確にします。
 - ②「**目で見てわかる**」工夫をします。
 - ・言葉だけで説明せず、板書や写真・図などを使って説明します。
 - ③**問題数を絞り込み**ます。
 - ・問題数が多すぎると、いつ終わるのか不安になります。絞り込むと集中して取り組みます。
 - ④「**終わったら何をするか**」を指示します。
 - ・「解き終わったら先生を呼ぶ」「読書をして待つ」など「次の次」まで考えて、板書などで視覚的に指示を出します。
 - ⑤**落ち着かない気分になったら、落ち着ける場所に行くよう勧め**ます。
 - ・「不安になっても大丈夫」と思えるようになります。「3分経ったら教室に戻る」などのルールを事前に決めておきます。
- ※①～⑤のような指導は、自閉症・情緒障害特別支援学級の自立活動の指導に当たります。

<自立活動の指導の例>

- 自立活動の「3 人間関係の形成」
 - ・友達との言い争いがあった時、担任が互いの意見の相違を整理して伝え、その後の付き合い方を児童生徒と共に考える。
- 自立活動の「6 コミュニケーション」
 - ・授業中の発言が広がり過ぎる場合、あらかじめ発言の要点をノートにまとめさせ、それを見ながら発言するよう促す。



見通しがもてると安心して授業に参加できます。

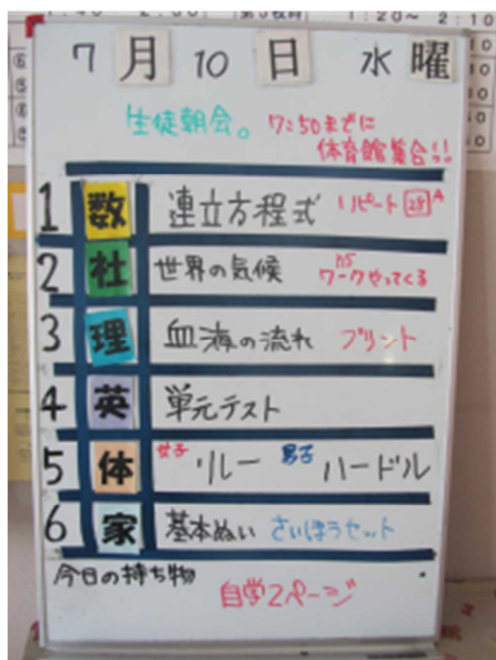
4月②

教室環境を整備する時の留意点は？

○目で見てわかるようにしましょう。

- ・自閉症のある児童生徒は、耳で話を聞くより目で見て確認した方がわかりやすい場合があります。このような場合、次のような工夫をします。

ホワイトボードの活用



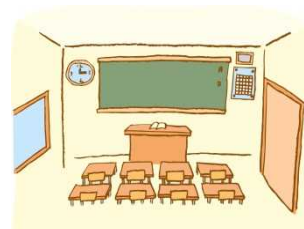
写真見本の提示



ロッカーの隅に、整理されたロッカーの様子を写した写真を貼る。

○必要な情報に絞りましょう。

- ・一つのことに集中するのが苦手な児童生徒もいます。例えば、教室の前面黒板に様々な情報（授業に関係のない掲示等）があると気が散ってしまい、集中が続かないことがあります。教室の掲示物を精選し少なくしたり、教師用の本棚や棚などにカーテンを付けたりすることで、児童生徒が集中できるようにします。



○活動内容で空間を区切りましょう。

- ・教室内を学習、作業、休憩などの活動別に区切ると、活動への見通しがもてるようになり、学習に参加しやすくなります。



「見てわかる」「必要な情報に絞る」「活動で区切る」を行いましょう。

4月③

交流及び共同学習の時間割の変更への対応は？

- 急な予定変更に対応することが苦手な児童生徒が在籍している場合、その苦手さを校内の先生方に理解してもらうことがまず大切です。
- その上で、交流及び共同学習を実施している通常の学級（以下「交流学級」）の時間割が変更になったときは、特別支援学級に早めに連絡を入れてもらうようにします。

<予定変更の連絡方法としては・・・>

- ・ 特別支援学級担任と交流学級担任や教科担任が、**前日の放課後に、翌日の予定を確認**し合う。
- ・ 急な変更が生じた場合は、始業までに、**変更メモ**を職員室の机の上に貼ってもらう。

○連絡を受けたら、交流学級の授業を受ける児童生徒に対し、その後の対応を話し安心させます。

○連絡がスムーズに取れるようにするためには、特別支援学級担任の積極的な言葉かけが必要です。ふだんから、職員室にいる時や放課後のちょっとした時間を利用して、「今日はお世話になりました。〇〇さん（担任している児童生徒名）はどうでしたか？」と進んで声をかけましょう。

○急な予定変更がなるべく起きないように、教務主任と相談して、時間割の調整をすることも考えられます。



早めに連絡をしてもらい、児童生徒が困らないよう対処します。

5月、1月④

避難訓練実施時や災害発生時の留意点は？

○実際の災害はいつ起こるかわかりません。万が一の場合に備えて、次のような内容について職員間で対応策を考え防災の計画に位置付けて、突然の出来事が苦手な自閉症のある児童生徒に対して、全職員で支援できるようにしましょう。

<災害発生前に全職員で共通理解しておきたいこと>

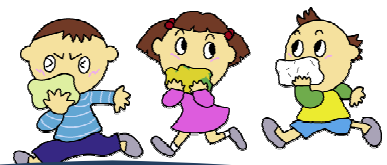
- ・ 在籍している児童生徒の**集合場所**
- ・ **交流学級にいる場合**の人員報告
- ・ **パニック**を起こした場合の対応
- ・ 清掃等で**担任が近く**にいない場合
- ・ 出張等で**担任が不在**の場合 など

○自閉症のある児童生徒の多くは、避難訓練や災害時など、突然の出来事にどのように対応するのかわからずに、パニックを起こしたり動けなくなったりします。それを防ぐために、事前の指導を行いましょう。

＜避難訓練の事前指導の例＞

- ①**自分の身を守る方法を担任がやってみせる。**
 - ・机の下にもぐる ・倒れそうな物から離れる など
- ②**避難経路を一緒に歩く。**
 - ・階段など注意すべきポイントを確認する。
 - ・避難場所に着いた後の行動も具体的に教える。
- ③**避難場所への移動の原則を具体的に教える。**
 - ・「押さない」「駆けない」「しゃべらない」「戻らない」(おかしも)がなぜ必要か解説する。
 - ・「上履きのまま外に出る」ことなども確認する。

○すでにある計画に、障害のある児童生徒の安全を確保する項目を位置付けたり、避難訓練の事前指導を行ったりすることで、自閉症のある児童生徒が安心して学校生活を送れるようになります。



特別支援学級に在籍している児童生徒の安心を全職員で支えることができるよう、校内に働きかけます。

6月⑤

宿泊学習のグループ活動で児童生徒を引率する際の指導は？

○修学旅行や宿泊学習で、グループ活動が実施されることがあります。担任は、児童生徒の実態をもとに、次の①～④のいずれかの形で行動します。

＜特別支援学級担任の動きの例＞

- ①グループ行動には参加せず、グループの動きがわかるところで学級の児童生徒の様子をつかみ、いざとなったら支援する。
- ②児童生徒がいるグループとつかず離れずの行動をする。
- ③早い段階の通過チェックポイントを担当し、その後はフリーで学級の児童生徒に対応する。
- ④他の引率者と同じようにチェックポイントを担当し、学級の児童生徒に対応する。など

○宿泊学習では一般的に、就寝前に翌日の予定などを確認する班長会議が行われます。児童生徒の実態によっては班長からの伝達を理解することが難しい場合もあります。班長会議に担任と一緒に参加して、内容を確認することが必要な場合もあります。

○食事や入浴、投薬、荷物整理などで、支援が必要な場面と児童生徒にひとりで行わせる場面とを明確にした上で、他の引率の先生方に事前に示し、指導に協力してもらうことも大切です。



児童生徒の実態に基づいて引率時の行動を決めます。

8月⑥

運動会練習の校内への事前の協力の求め方は？

○運動会の練習期間中は、時間割や日課の変更が多くみられ、自閉症のある児童生徒にとっては不安が高まりやすい時期です。体育主任と事前に打ち合わせを行い、「運動会練習全体計画」に特別支援学級の児童生徒への配慮事項を位置付け、全校体制で配慮できるようにします。

○児童生徒が見通しをもちながら安心して学校生活が送れるように、朝の会で次の①～⑤を一人一人の児童生徒に連絡しましょう。

- ①いつ ②どこで ③何をする
④持ち物 ⑤雨天時の対応 など

○運動会の練習期間中は、練習が全校や学年に分かれて行われることが多いので、校内の全教職員の協力が必要です。

＜協力を求める際に大切なこと＞

○身体面（疲れ）や環境面（暑さや砂ぼこり）、精神面（友達とのトラブル）などで練習参加が難しくなる児童生徒もいます。「練習したくてもできない状況」であることを理解してもらい、練習への無理強いや無責任な叱責を防ぎます。

○学年の練習に担任が出られない場合、特別支援学級の児童生徒をしっかりと見てもらうように伝えます。終了後は感謝の気持ちを伝えましょう。

○校内にある特別支援学級の「数」で対応が変わることもあります。

☆特別支援学級が1学級のみで、児童生徒が残る場合

- ・交流及び共同学習に参加できないか検討します。
または補教案を作成して指導を依頼します。

★特別支援学級が複数設置されている学校の場合

- ・担任同士で話し合っ、練習に参加するか学級に残るかを分担し、終了後児童生徒の状況を情報交換します。



この時期は校内の協力がいつも以上に必要となります。積極的な働きかけが必要です。

6月、11月⑦

職場体験活動を依頼する際の留意点は？

○職場体験活動の受入れ先を探すときには、次の点を確認します。

- ・生徒への配慮点を理解し受け入れ可能かどうか。
- ・活動できる内容があるか。
- ・安全性が確保されているか。

○受け入れ可能な場合、具体的な対応の仕方や配慮してもらいたい内容を話し合います。担任は次のような内容の資料を作成して話し合いに臨みます。

<資料の主な内容>

- ・生徒のよさ、体験活動で生かしたいところ
 - ・指示のしかた（よい例、悪い例の紹介）
 - ・意欲を高める言葉かけ、ほめ方
 - ・パニック時の対応方法
- など

○事業所の方は、忙しい中、生徒の教育のために協力して下さっています。説明資料の文章は簡潔にして読んでもらえるようにしましょう。特に、生徒のよさや今回の体験活動で伸ばしたいところを十分理解してもらえるように書きます。

○体験活動で認められる体験は、生徒にとっての財産になります。がんばる姿が見られた時は、ぜひほめていただくようお願いしましょう。

○打合せが終わったら、担任は1日ごとの活動予定を作成します。それを事前に生徒に説明し、見通しをもたせます。



生徒の成功体験が広がるよう、生徒と事業所をつなげます。

1月⑧

次年度の教育課程編成や個別の指導計画作成に向けた準備は？

- 児童生徒の実態や保護者の希望を把握するために保護者にアンケート用紙を配付し、それにもとづいて保護者と話し合いを進めるとよいでしょう。
- その際、学年末の保護者会の頃に個別の話し合いが実施できるように、保護者と相談して都合のよい日時を決めます。

<アンケートの内容の例>

- ・ 児童生徒の興味・関心
- ・ 長所（得意なこと）や短所（苦手なこと）
- ・ 指導する上での配慮点・嫌いな言葉、こだわりなど
- ・ 日常生活の身辺処理・食事、身支度、移動など
- ・ コミュニケーションの状況・指示内容の理解、日常会話 など

- ・ できるようになってほしいこと…生活面、行動面、学習面 など
- ・ 交流及び共同学習の希望
- ・ 学校や学級に望むこと など

※交流及び共同学習を行う教科等の決定の際は、交流学級担任や教科担任の意見も参考にします。

○特別支援学級に在籍している児童生徒が多くの時間を交流学級で過ごすことができるようになった場合は、在籍を通常の学級に替えることを考慮します。その際は管理職や保護者と相談し、教育支援委員会での「学びの場」の検討につなげます。



1年間の成長を振り返り、次につなげるために行います。

2月⑨

引継ぎの準備はどのように進めますか？

○引継ぎは本年度の児童生徒の成長が続くように、よい取組を次年度につなげるために行います。

○特に進学の際の引継ぎは重要です。

○以下のものを引き継ぎます。（引き継ぐものは学校ごとに異なります。）

引継ぎに必要な物	チェック
個別の指導計画	<input type="checkbox"/>
個別の教育支援計画	<input type="checkbox"/>
個人の記録 ・ うまくいった指導とその理由 ・ うまくいかなかった指導とその理由	<input type="checkbox"/>
教育課程表	<input type="checkbox"/>
通知票の控え	<input type="checkbox"/>
学習状況を記録した補助簿	<input type="checkbox"/>
使用した教材	<input type="checkbox"/>

○小学校から中学校への引継ぎの第一歩として、各校で実施される「中学校説明会」の活用が考えられます。小学校の担任が仲介者となって、保護者と中学校の担任が顔合わせをしたり、疑問点の解消を目的とした話し合いを行ったりすることができます。

○中学校から高等学校へは、個別の指導計画を活用しての引継ぎの制度が整ってきました。円滑に引継ぎができるように準備を進めましょう。

○在籍児童生徒が次年度から通常の学級で学ぶ場合、通常の学級の新担任に引継ぎを行います。



引継ぎは「よい指導を継続する」という考えのもと、進めます。

保護者との 連携の留意点



日常的な保護者との連携

○児童生徒の行動には、その理由や背景が必ずあります。担任して間もない時期には、その行動の理由や背景がわからない場面に多く出会います。その時の保護者の情報は大変重要です。

例「魚料理は嫌なんだ」

小1のAさんは、いつも元気に学習しているのですが、給食を食べようとしません。特に魚料理は嫌な様子です。担任は、何か理由があるのではと思い、保護者に相談することにしました。すると、保護者から次のような話がありました。

「以前、魚の骨がのどに刺さった経験があり、それ以来魚を食べてくれないのです。」

過去の嫌な経験が、今も思い出されてしまうことがわかりました。そして、保護者にお話がきけて良かったことを伝え、今後も積極的に情報交換をすることを共通理解しました。保護者はとてもうれしそうでした。

行動の理由や背景がわかれば、指導の手立ても考えられます。障害のある児童生徒は、自分の思いを伝えることが苦手な場合が多いので、保護者との情報交換は特に大切です。



保護者はその児童生徒を今までずっと支えてきた、言わば「専門家」です。「専門家」である保護者との連携は、特別支援学級の教育において必要不可欠なものです。

「障害の受容」についての理解

- 保護者との連携の際には、「障害を受容する」ことの難しさを理解することが重要です。
- 保護者が子どもの障害を受け入れるということは、非常に繊細で個人的な事柄です。保護者の思いは行きつ戻りつしています。保護者の心情は常に揺れています。

例「障害を受容していない？」

小6のBさんのお母さんはいつも明るく子どもの話をするのですが、普段から将来の話はしようとしません。担任は、将来のことも考えて欲しいと考え、「そろそろ療育手帳を取得して…」という話をしたら、急に表情が曇り、悲しい表情で帰ってしまいました。

その日の放課後、担任は「Bさんのお母さんは子どもの障害を受容していないみたいです。」と教頭先生に話していました。果たして本当にそうなのでしょうか。

⇒「障害を受容していない」と保護者を決めつけてはいませんか。「障害を受容する」とはどのようなことでしょうか。

- 保護者が子どもの障害を受容する過程については様々な研究がなされています。次ページでは3つの仮説を紹介します。

<「障害を受容する」ことの3つ仮説>

①保護者の揺れ動く気持ち「段階的モデル」(ドローター)

- ・子どもの出生直後に奇形のあることを知った親が、障害の告知から障害を受け止めていくまでの感情的反応過程について整理した。
- ・ショック・否認・悲しみと怒り・適応・再起の5段階で説明される。

②常に根底にある不安「慢性的悲哀説」(オーシャンスキー)

- ・保護者は子どもの障害を知った後、絶え間ない悲哀や悲嘆を持ち続ける。この悲哀は、通常は潜在化しているが、子どもの成長の過程で起こる様々な出来事がきっかけとなって再燃し、悲哀感の潜在と顕在が繰り返される。
- ・悲哀を繰り返すことは病的なことではなく、保護者の自然な感情反応である。

③段階的モデルと慢性的悲哀説の統合

「螺旋形モデル」(中田洋二郎)

- ・段階的モデルと慢性的悲哀説の双方を、障害がある子どもの親の自然な反応としてとらえるモデル。
- ・保護者の心理には、子どもの障害を否定する気持ちと肯定する気持ちがコインの裏表のように共存し、状況に応じて否定と肯定のどちらかの感情が起こる。
- ・障害受容の過程は個々に異なり、その過程においては、障害を認めている保護者がその後障害を否定することも起こり、それは自然な反応として考えるべきである。
- ・障害の受容の過程で家族は紆余曲折しながらも、螺旋の階段を登るように少しずつ適応へと進むと考えられる。



目の前の保護者の、そのときの心情に寄り添うことが最も大切です。

保護者との連携のポイント

- 保護者との連携の際は、まず信頼関係を築くことから始めましょう。保護者から謙虚に学ぶ姿勢が大切です。
- 丁寧に話を聴く姿勢が大切です。共感しようとする姿勢で話を聞きましょう。

傾聴と共感が
大切です



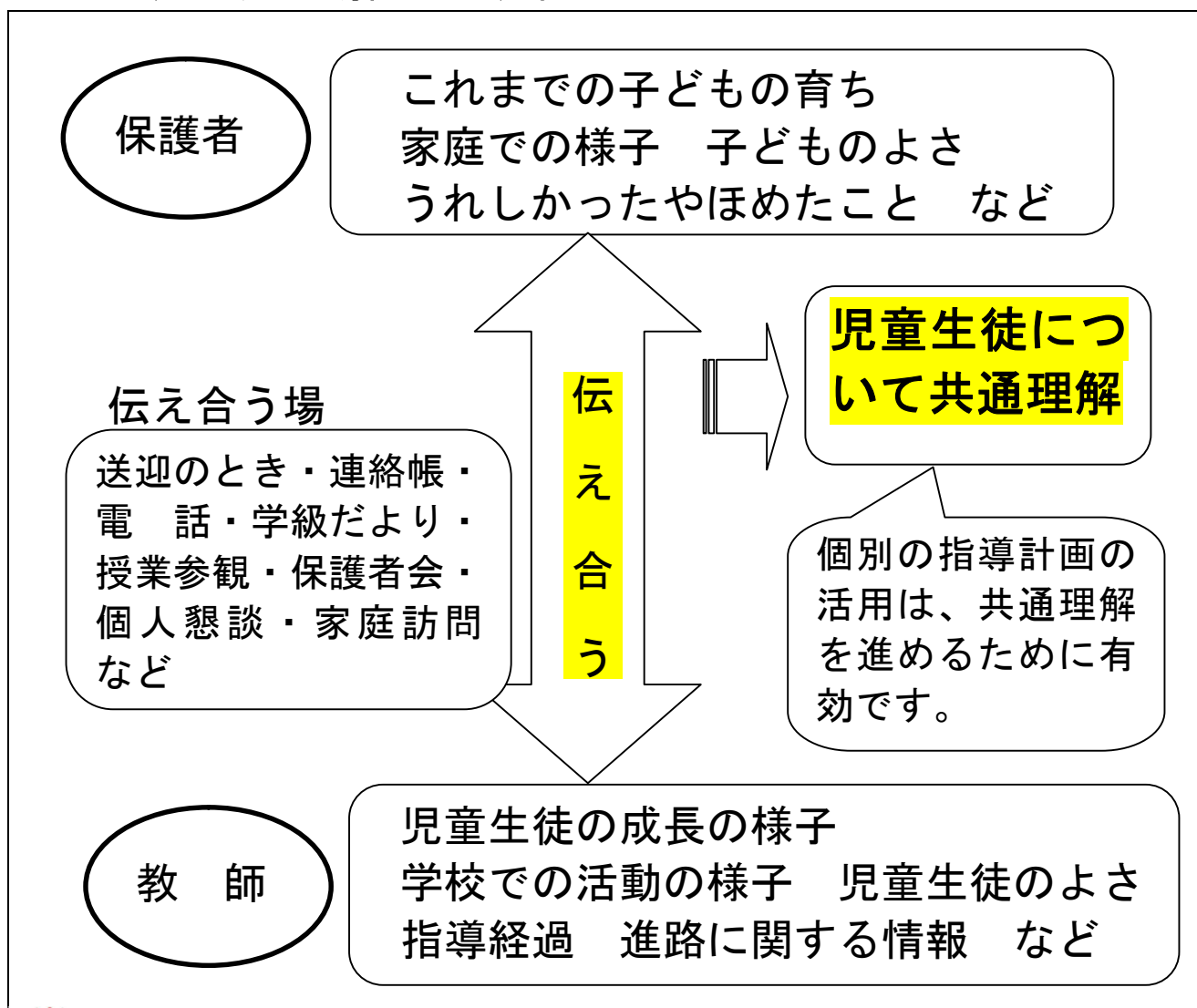
- 保護者は、まず、「わかって欲しい」という思いで話をします。保護者の価値観を尊重し、保護者の思いを丁寧に聴き、こちらの考えを押しつけないようにします。
- 保護者の要望には誠意をもって対応しましょう。その際、学校と家庭の役割を明確にして対処することが大切です。



その時々の保護者の思いに寄り添い、子どもの成長を共に喜び、共に見守ろうとする姿勢が大切です。

保護者との連携の実際① 「伝え合う」ことについて

- 保護者から情報を得る際には、教師からの発信も併せて行います。児童生徒の成長の様子などを伝え、共通理解します。



「積極的な伝え合い」が連携の基盤となります。

保護者との連携の実際② 連絡帳の活用について

- よいところ、プラス面の行動を中心に伝えます。
- 目に見える児童生徒の行動だけでなく、心の育ちについても伝えます。
- 保護者が知りたい情報は優先して伝えるようにします。

例「友達との遊び」

Cさんのお母さんは、Cさんが友達と楽しく遊んでいるかいつも心配しています。担任はお母さんに安心してもらいたいといつも思っていました。

ある昼休みのこと、友達と一緒に笑顔で鬼ごっこをする姿がありました。担任はその日の連絡帳を次のように書きました。

昼休み、校庭で遊びました。
教師と鬼ごっこをしていたら友達に「いれて」と声をかけられ、Cさんは「いいよ」と笑顔で返事をしました。次々に声をかけられ、どんどん友達が増えていき、多くの友達と楽しく遊んでいました。Cさんは「友達と一緒にやった鬼ごっこが楽しかった」と感想を教えてくださいました。



読み手が笑顔になり、読むことが楽しみになるような連絡帳にすることが大切です。



担任としての取組を発信し、双方向のやりとりを心がけましょう。

保護者との連携の実際③

けがなどの緊急時の対応について

- 事実の確認を丁寧に行います。本人からはもちろん、一緒にいた友達からも、詳しく話を聞くことが大切です。
- まず保護者に対して、けがを未然に防ぐことができなかったことを謝罪します。そして、けがをしたときの状況について、誠意をもって丁寧に説明します。

例「昼休みのけが」

昼休み、外で友達と遊んでいたDさんがけがをしました。膝がひどくすりむけています。本人に話を聞きましたが、うまく説明ができず、状況がよくわかりません。一緒に遊んでいた友達から話を聞くと、その友達と遊んでいる中で勢いよくぶつかってしまったようです。担任は連絡帳だけでは詳細を伝えることができないと判断。教頭先生に相談し、電話で伝えることにしました。



今日、昼休みにお友達と鬼ごっこをしていたのですが、ぶつかって転び、膝をすりむいてしまいました。申し訳ありませんでした。実は…。



迷ったときには、連絡帳よりも電話で、電話よりも会って話をします。保護者が様々な心配(けがをさせてしまったのか、友達とうまくやれてないのかなど)をしていることを踏まえて、丁寧に説明しましょう。

教材開発のポイント と 授業展開の考え方

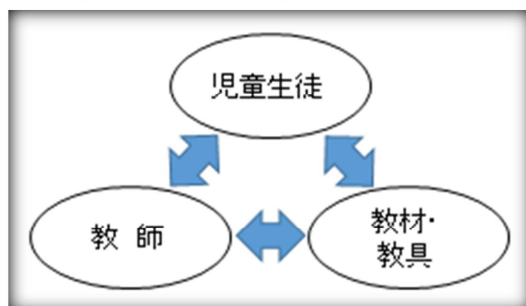


一人一人に合わせた教材開発

- 具体的な指導内容の設定にあたっては、小・中学校及び特別支援学校学習指導要領に示された各教科の内容を確認し、精選する必要があります。
- 児童生徒一人一人の障害の状態が様々なので、学習内容を理解することができるように、一人一人に合わせて教材・教具を工夫します。
- 教材・教具を適切に活用することは、児童生徒が自主的、主体的に学習するために重要です。
- 教材・教具として活用できるものは、多種多様です。教科書、一般図書、ダイジー図書（デジタル録音された音声による本）などのほか、市販されている教材なども工夫して活用できます。
- 日常生活の用品なども、使い方によっては有効な教材・教具になります。児童生徒の周りにある物を題材に、児童生徒の興味・関心を確認しながら取り入れていくことが大切です。
- コンピュータ等の情報機器も活用できます。障害の状態や経験等を考慮しつつ、適切な機器を選択して効果的に活用できるようにします。

教材・教具の工夫による児童生徒理解

- 児童生徒の実態を把握し、指導目標を設定します。その目標を達成するために必要と思われる教材・教具を準備し、児童生徒に提示します。
- 児童生徒が興味をもって教材・教具に取り組み、うまく課題を遂行できたときには大いに賞賛します。また、うまくいった要件を十分に考え、その後の指導に生かします。
- 一生懸命に教材・教具を作っても、児童生徒が取り組もうとしないときもあります。その際は「やりたくない」という意思を真摯に受け止めることが大切です。そして、その理由を十分に考え、実態把握をより深めましょう。



教材・教具の工夫は授業改善にもつながります。



教材・教具を十分に活用するためには、児童生徒と教師のやりとりが活発に行われることが重要です。学習の基盤は教師と児童生徒との良好なコミュニケーション関係にあります。

教材・教具を工夫する際の留意点

- 児童生徒は目の前の教材・教具を見た瞬間に、「やってみたい」「これならできる」と判断します。自分からやってみようと思えるように魅力ある教材を準備します。
- 「うまくできた」「もっとやりたい」と思えるような成功体験に導く必要があります。

児童生徒が生き生きと取り組む姿をイメージしながら準備しましょう。



よい教材・教具のポイント

- ・何をどうすればよいか見てわかる仕組みであり、自ら活動を開始できるもの
- ・学習の流れや正否を自分で確かめることができるもの
- ・安全に取り扱うことができ、材質や大きさ、色などが興味関心に沿っているもの
- ・簡単に作成でき、児童生徒の取組に合わせて工夫ができるもの



教材・教具を工夫しても指導がうまくいかないことはたくさんあります。教師の係わり方、教材・教具そのものなど、うまくいかない理由を考え、工夫し続けることが大切です。

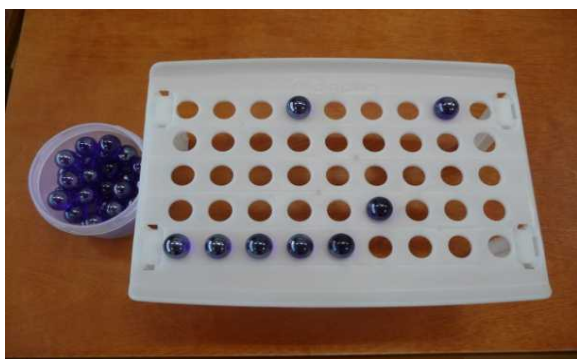
様々な教材・教具



作業に必要な動作の獲得
(両手を使う、ひねる)



概念の形成 (1対1対応)
作業に必要な動作の獲得 (ふたを閉める)



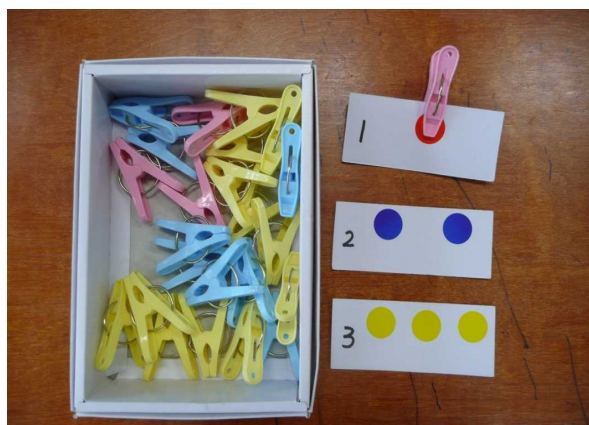
概念の形成 (1対1対応)
作業に必要な動作の獲得 (つまんで離す)



概念の形成 (箸の組み合わせ)
作業に必要な動作の獲得 (袋に入れる)



概念の形成 (10までの数)
作業に必要な動作の獲得 (袋に入れる)



概念の形成 (3までの数)
作業に必要な動作の獲得 (つまんで離す)

実践例1 ひらがなを読む（小1 Tさん）

○実態把握

Tさんがわかっていることは何か、もう少しでできそうなことは何かを把握します。

- ・色や形（○、△、□）の弁別ができる。
- ・名前カードでの呼名に意欲的に取り組み、平仮名で書かれた自分の名前カードを選ぶことができる。
- ・家族の名前を言うことができる。

考えられること

- ・文字の弁別に必要な力をもっている。
- ・自分の名前を文字のまとまりとして他のものと区別することができている。
- ・意欲をもって取り組める場面がある。友達や家族の名前に興味がある。

○指導目標の設定

できていることを確かなものにしたたり、もう少しでできそうなことに取り組んだりします。

- ・家族や友達の名前カードを選ぶことができる。
- ・「と」の文字カードを見本に合わせることができる。



呼名は意欲的なので名前カードを応用しました。形の弁別ができるので文字の見本合わせをしました。Tさんの名前の頭文字である「と」の見本合わせから取り組みました。最終的にはひらがなが読めるようになることをねらっています。

○指導の実際

児童生徒が主体的に取り組むことを最優先にし、柔軟に対応します。

- ・「名前をよぼう」という題材名で授業を展開した。
- ・ホワイトボードに自分や友達、家族の顔写真を掲示して、名前カードをその下に貼っていくようにした。いつも朝の会で使用している名前カードを活用した。
- ・先生役を交代しながら行った。



意欲的に取り組むことができるように、安心感があるいつも行っている活動や慣れている名前カードで学習を進めました。また、先生役を交代することで、「次は誰の名前を呼ぼうかな」と自分で活動を考えることができ、意欲が持続できると考えました。

- ・児童の名前の頭文字である「と」の見本合わせをした。「これはTさんの『と』だよ」と伝え、「と」の文字カードを児童の眼前に置いた。そして、「と」と「△」のカードを教師側に置き「『と』はどっち？」と聞き、文字カードを見本に重ねるように促した。



文字を読むことができるという自信をもたせることを念頭において取り組みました。自信をもって弁別できる「△」の形と比較させることで、迷わずに「と」を選ぶことができるようにしました。

実践例2 数概念の理解（小1 Sさん）

○実態把握

Sさんがわかっていることは何か、もう少しでできそうなことは何かを把握します。

- ・ 10までの数唱ができる。
- ・ 具体物を数える際に、不正確ながらも指さしをしながら数えようとする。
- ・ 算数のプリントでは、一対一対応ができない。
- ・ 給食の配膳では、一人に一つずつ牛乳等を配ることができる。

考えられること

- ・ 数唱ができて、数を数えようとする意欲がある。
- ・ 一対一対応ができている場面がある。
- ・ 「1」の概念がわかりつつある。

○指導目標の設定

できていることを確かなものにしたり、もう少しでできそうなことに取り組んだりします。

- ・ 一対一対応ができる。
- ・ 2までの数概念を理解することができる。



数に対して興味をもっているので、今できていることを生かし、自信を育てられるよう授業を進めていきたいと思います。

配膳の場面では一対一対応ができていことから、算数でもパーティの設定をし、具体物を同じ数ずつ配るようにしました。児童が笑顔で生き生きと取り組めることを願っています。

○指導の実際

児童生徒が主体的に取り組むことを最優先にし、柔軟に対応します。

- ・「パーティをしよう」という題材名で指導を展開した。
- ・皿とケーキ等の模型を3セット用意した。皿にケーキを一つずつ、みかんを二つずつ配るようにした。
- ・皿にケーキやみかん等の写真を貼り、何をどれだけ配るのかを見てわかるようにした。



「パーティ」という共通のイメージの中で意欲的に授業に取り組むことができました。授業の工夫もしやすくなりました。一対一対応では、できることを繰り返すことで、理解が確かになりました。次は写真と数字を同時に提示し、数字を読ませていく予定です。なお、知的障害特別支援学校小学部の算数教科書「さんすう☆☆(1)」の解説も参考にしました。

<参考>教科書で示す指導内容（☆☆のみ抜粋）

（「さんすう☆☆さんすう☆☆さんすう☆☆教科書解説」文部科学省）

数量の基礎	量と測定	図形・数量関係	実務
身近にある具体物を数える。	身近にあるものの長さやかさなどを比較する。	基本的な図形や簡単な図表に関心をもつ。	一日の時の移り変わりに気付く。
・数を数える。 ・一対一対応する。 ・分類する。	・遊びや生活の中の大きい小さい、多い少ない、長い短い、高い低い、広い狭いなどを比較する。 ・具体物を感覚的に直接比較する。	・四角、三角、円の名称を言う、指さしをする、型はめをする。 ・自分を中心とした上下、中外、前後などに体験を通して関心をもつ。 ・表における○や×の意味を理解し、使用する。	・時刻・時間や生活と時刻とのつながりに関心をもつ。



パーティをしよう（同じ数ずつ分ける）

教材・教具については、各特別支援学校の実践や国立特別支援教育総合研究所の資料が参考になります。ホームページをご参照ください。



＜Hさんから学んだこと＞

中3の4月に入級したHさんは、度々遅刻や欠席がありました。係の仕事に自ら取り組むよさがありましたが、先が見えない不安などから学校がつまらないという状態でした。私は、中3生として将来の自分のイメージをもってもらいたいと思い指導しましたが、口を閉ざしてしまい、うまくいきませんでした。

そこで、まずは学校で生き生きと活動できることが必要ではないかと考え、Hさんの得意な社会科とパソコン操作を生かした活動を設定しました。修学旅行において自分で撮影した画像をもとにパワーポイントで発表するという活動です。すると、パソコンに向かいながら自分で撮った写真を見て、「金閣寺は感動しましたね」など楽しそうに語りかけてきました。私は「そうだね、感動したね」と、Hさんの思いに共感するように努めました。会話が発展し、Hさんの考えが深まっていく様子を感じられました。発表は堂々と誇らしい表情で取り組むことができました。この頃には、遅刻や欠席が無くなり、生き生きと学校生活に取り組むようになりました。将来の話も意欲的にするようになり、自分で考えをまとめてワークシートに記入することもできました。

生徒は自分の未来に向かって自ら進む力があること、それを信じていることが大切であることを学びました。そして、その力を十分に発揮できるようにするためには活躍できる場、安心できる係わりが必要であることがわかりました。これは教師の使命であることを肝に銘じて、これからも日々教育活動に取り組んでいきたいと思えます。

Hさん担任

参考文献

- ・ 文部科学省 特別支援学校学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部） 2009
- ・ 文部科学省 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編 2009
- ・ 栃木県教育委員会 特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引 2010
- ・ 菅井裕行 障害のある子どもたちとの係わり合いから学んだこと 障害児教育研究 9 巻 1 号 2004
- ・ 中田洋二郎 発達障害と家族支援 家族にとっての障害とはなにか 学研 2009

（インターネットで得られる情報について）

- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ
<http://www.nise.go.jp/cms/sitemap.html>
- ・ 県教委特別支援教育室「個別の教育支援計画について」
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m05/education/gakkoukyouiku/tokubetsu/documents/kobetunokyousiennkeikaku1.pdf>
- ・ 栃木県の特別支援学校の地域支援についてのページ
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m05/education/gakkoukyouiku/tokubetsu/1182913772963.html>
- ・ 栃木県の障害福祉施策のページ（栃木県障害者福祉ガイドがダウンロードできます）
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/fukushi/shougaisha/shisaku/index.html>



「初めて特別支援学級を担当する先生のためのハンドブック」作成委員

栃木県教育委員会	特別支援教育室	指導主事	高田	裕子
	上都賀教育事務所	副主幹	清水	仁美
	芳賀教育事務所	指導主事	青柳	晋作
栃木県総合教育センター		副主幹	庄司	秀樹
栃木県総合教育センター		副主幹	小島	圭子



平成 25 年度
初めて特別支援学級を担当する先生のためのハンドブック

発行 平成 26 年 3 月

栃木県総合教育センター教育相談部
〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町 1070
TEL 028-665-7210 FAX 028-665-7212
URL <http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/>

がんばろう日本!
元氣をとちぎから。

